

農林水産委員会 議録 第十号

平成九年四月十六日(水曜日)
午後一時一分開議

出席委員

委員長 石橋 大吉君

理事 原田 義昭君 理事 松岡 利勝君

理事 松下 忠洋君 理事 山本 有二郎君

理事 北村 直人君 理事 久保 哲司君

理事 小平 忠正君 理事 藤田 スミ君

理事 石敬 茂君 理事 植竹 繁雄君

大島 理森君 大野 松茂君

大村 秀章君 龜井 善之君

瓦 力君 栗原 博久君

実川 幸夫君 鈴木 宗男君

田野瀬良太郎君 虎島 和夫君

野呂田芳成君 林 幹雄君

牧野 隆守君 持永 和見君

茂木 敏充君 吉川 貴盛君

井上 喜一君 一川 保夫君

木橋 弘道君 佐々木洋平君

城島 正光君 菅原喜重郎君

松沢 成文君 宮本 一三君

矢上 雅義君 鉢呂 吉雄君

日野 市朗君 春名 眞章君

前島 秀行君 堀込 征雄君

出席國務大臣 農林水産大臣 藤本 孝雄君

出席政府委員 農林水産大臣官 堤 英隆君

房長 農林水産省経済 熊澤 英昭君

局長 農林水産省構造 山本 徹君

改善局長 農林水産省農産 高木 賢君

園芸局長

委員外の出席者

農林水産省畜産 中須 勇雄君

局長 食糧庁長官 高木 勇樹君

林野庁長官 高橋 勲君

林野庁次長 福島啓史郎君

水産庁長官 島田 道夫君

参事 松旭 俊作君

参事 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

参事 農林水産委員会 黒木 敏郎君

委員の異動

四月十六日

辞任

金田 英行君

木部 佳昭君

熊谷 市雄君

鈴木 宗男君

丹羽 雄哉君

御法川英文君

村岡 兼造君

山本 公一君

仲村 正治君

安住 淳君

同日

辞任

大野 松茂君

大村 秀章君

田野瀬良太郎君

虎島 和夫君

林 幹雄君

持永 和見君

茂木 敏充君

吉川 貴盛君

補欠選任

吉川 貴盛君

田野瀬良太郎君

大野 松茂君

大村 秀章君

持永 和見君

虎島 和夫君

茂木 敏充君

林 幹雄君

松沢 成文君

日野 市朗君

同日

補欠選任

熊谷 市雄君

鈴木 宗男君

木部 佳昭君

御法川英文君

山本 公一君

丹羽 雄哉君

村岡 兼造君

金田 英行君

松沢 成文君 仲村 正治君
日野 市朗君 安住 淳君

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

閣提出第一五号)

○石橋委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、農林水産省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、本日の日野市朗君の質疑に際し、参考人として全国農業協同組合中央会専務理事松旭俊作君の出席を求め、意見を聴取いたしました存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石橋委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。大村秀章君。

○大村委員 自由民主党の大村秀章でございます。本日は、農林水産省設置法の一部を改正する法律案につきまして、御質問させていただきます。私、昨年十月に初めて議席をいただきまして、

各委員会、厚生委員会でありまして、か商工委員会、また予算委員会分科会、いろいろところで御質問させていただいてきたわけでございますが、この農林水産委員会は私にとりまして特別な意味がございまして、そういう意味では本日は大変緊張しております。そういう意味で、藤本農林水産大臣初め皆様方には明快な御答弁をお願いしたいというふうに思っております。

それでは、この法案の質問に入る前に、農政の基本的な方向づけについて御質問させていただきます。このたび政府は食料・農業・農村基本問題調査会を設置をされて、今後の我が国におきます食料、農業、農村についての展望、また経済社会における位置づけといったものを明確にしながら、新たな基本法の制定に向けまして今後検討を始めるというふうにお伺いしておるわけでございます。

この問題につきましては、私も地元の方でよく話をさせていただいておりますけれども、現在の農業基本法ができて三十八年経過をしております。この間、農業、農村をめぐる状況は大変大きく変わりました。私の地元も、かつては日本のデーンマークというふうに言われたところでございます。大変農村地帯、田園地帯であったわけでございますが、この間、都市化、工業化という形で大きく変わりました。こうした例は日本全国にたくさんあるというふうに思っております。そういう中で、かつてはいわゆる農業関係者が多数派であったということであるわけでございます。ちょうど農業基本法ができた年、昭和三十六年には農業従事者が二六%といったような数字もあつたわけでございますが、今ではもう一けた、いわゆる少数派ということにもなつてきています。これはいいかと思っております。

こうした中で、農業、農村が果たすべき役割を、この際多くの方の御意見、御議論をいただく本当にいい機会だと思ひます。そして、国民全体の議論を巻き起こす中で新しい基本法、新しい農政の位置づけ、方向づけといったものをすべくではないかというふうにも思ひます。そして、できるだけ農業、農村のシンパといったものをふやしていく、そうしたことがどうしても必要だというふうにも思ひます。

○農本國務大臣 新しき農業基本法の問題についていろいろ先ほどお話がございましたように、農業基本法、農業について言えば、中心になる憲法のような法律でありまして、この農業基本法ができてから三十八年たっております。社会情勢も変わってきましたし、また国際化も進んできた、こういう大きな変化の中で、この見直しという問題が非常に強く求められてまいりました。その上、今橋本内閣が掲げております六つの改革の中で行政改革、それから財政構造改革、また経済構造改革、そういう改革の環としても農業の改革を進めていかなければならぬというふうにも考えておるわけでございます。この新しい基本法をぜひ早くつくりまして、その基本法に基づいて農業の改革を進めていく、その改革の中で足腰の強い、国際環境、新たな環境のもとに耐えられる農業を築いていこう、このように考えておるわけでございます。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

めて、日本の新しい農業の発展のために我々としても新しい基本法をつくり、それを内容に応じて農業の改革をしていこう、こういうふうにも考えておるわけであります。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

いいますが、今回、これまでのそれぞれの部局に分かれておった検査関係を一堂に集めるというふうな、ある意味では抜本的な改正ということではないかと思ひます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

にはあるわけでございますが、特に、今回官房に集めるということにつきまして、これじゃ不十分じゃないか、省内で分けるのでは不十分ではないかというふうな声も耳にするわけでございまして、しかしながら、実際にそうした行政をやった私の経験上からいいますと、これを分けてしまつて本当に十分な指導ができるのかということ、私は大変疑問に思ひます。いろいろな意見があるわけでございまして、私は、それは疑問だ。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

○農本國務大臣 今現在、橋本内閣ではいろいろな改革をこれから進めていこうというふうにしておるわけでございまして、その中といえますか、それとあわせて、どうかこの基本法の検討もできるだけ早く議論を煮詰めてやっていただければというふうにも思ひます。

○大村委員 今回この法律が出されました、そして検査の組織が統合されるということでございます。この大きな背景として、やはり金融関係の不祥事、経営破綻、そういったものが背景にある、こういうふうにも思ひます。

はないかという御懸念でございますけれども、私も、その点も大変大事な点だというふうな考えでおります。

具体的には、検査結果につきましてはずぐに指導監督部局、つまり経済局、林野庁、水産庁の方へすぐ連絡をし、フィードバックをする、あるいは指導監督部局で得ている幅広い情報については検査部門の方にも常に情報を与える、それから農政あるいはそれぞれの部局での指導方針についても常に検査部局の方にも連絡をしておく、そういった、常時双方で情報の連絡、情報の交換あるいは知識の交換、そういったことによって、連係プレーのもとに検査と指導を有機的に実施していくということが大変大事だと思います。

また、先ほど申し上げましたように、その際に、検査と指導監督部局との一定の緊張関係はやはり保つた方がいいということで、今回のように、官房に三部門の検査部門の一元化ということを図ったつもりでございます。

○大村委員 どうか、有機的に連携をさせて、実際にうまく回っていくようにぜひしていただきたいというふうに思っております。

そして、そういう形で国の検査関係を整備するということであるわけでありませうけれども、系統組織の経営の健全化を確保するために、やはりまずまずからみずからの系統組織の中でのいろいろな対応をしていく必要がある、これは当然でございます。みずからが積極的に経営の健全化に取り組むというところは、どうしても必要でございます。そうした観点から農協中央会で監査ということをやつてきておるわけでございます。

この中央会の監査につきましていろいろ御意見がございまして、内部でありますので、なれ合いじゃないかというようなことか、あと、要は、農協の組合長なり役員、その中央会の職員が行つて、ちゃんと、きちつと物が言えるのかといったこともよく懸念をされます。実際にそういう声も聞くわけでございます。もちろん、私の地元のことばかり言つて恐縮でありますけれども、私の地

元の農協はある程度規模が大きいものですから、県の中央会でちゃんと見てもらつて、要は自分の内部だけではやはり不安だ、どうしても中央会で見てもらつてしっかり指導してもらいたいというふうな、私の地元の農協の組合長はそう言つておるわけでございます。

ですから、そういう意味で、中央会の監査というのをどういうふうな位置づけしていくのか。従来は、ただお願いといひますか、農協の方から要請をして初めて行つていくというふうなこともあつたわけでありませうけれども、そういった点をどういうふうに対応されるのか。

そしてまた、農協自身、経営の健全化という意味で、内部留保、自己資本、そういった経営の資源自体がまだまだ脆弱である、基盤は弱いということであるわけでございます。あわせて、そういった意味での体制のいひますか、財務基盤の充実に向けてどういうふうなことを系統組織、やつていこうと思つておるのか。

そしてまた、これは行政の方からも、先ほど申し上げました検査のようなものを通じてしっかり指導していく必要があるというふうな思つております。

○熊澤政府委員 お尋ねの点が二点ございまして。一つは、中央会の監査の充実強化という点でございますが、この点につきましては、確かに、まずは系統組織みずからが経営内容の改善に取り組むということが基本的に重要でございます。そのために、私どもも行つております行政検査等の充実、これとあわせまして、系統みずからの監査機能の強化を図つていくということが重要なポイントでございます。

その視点で、先般、農協法の改正をさせていたいただいたわけでございますけれども、その中で、中央会の監査につきましては、まず信用事業を行います組合に対しては、中央会の監査を義務づ

けるということがございます。それから、中央会におきましては、公認会計士の設置を義務づけるということが行われたわけでございます。こうしたことで中央会の監査機能の充実を図つたという点がポイントでございます。そうした中央会の監査機能の強化の中で、系統組織の監査機能の強化、そういった点の充実について私どもも十分配慮してまいりたいと思ひますし、また同時に、こうした中央会の監査機能とあわせまして、私どもの行政検査も充実を図りまして、系統組織の健全な経営についての支援をしてみたいというふうな考えております。

また、早期是正に向けての取り組みについて御質問がございました。

この早期是正につきましては、平成十年度から早期是正措置が導入されるという時期に来ているわけでございます。そのために、自己資本、内部留保の充実ということが大変重要でございますけれども、今回の農協法の改正の中では、この点につきましては、最低出資金制度を導入する、あるいは法定準備金の積み立ての基準を引き上げるといった規定の整備を図つております。

現在、こうした法改正の内容を受けまして、系統組織みずから自己資本の充実に向けて具体的な取り組みを開始したところでございますので、私どももそうした取り組みを支援するとともに、十分な指導をしてみたいと思ひます。農協系統組織の自己資本の充実、内部留保の充実に向けて着実に進んでまいりますように指導してまいりたいというふうな考えております。

○大村委員 本日は、水産庁長官、林野庁長官にもお越しをいただいております。

今回、農、林、水という形で検査関係を一本化をするということでございます。その目的は、先ほどから農協系統についてお聞きをしてみたいましたけれども、やはりそれぞれの系統組織の経営の健全化ということであるというところでございまして、そういう中で、それぞれ、林、水といひますか、この場合、まず漁協についてお聞きをいたしますが、漁協も信用事業を行つておるわけでございますが、農協に比べまして、農協も全体の金融機関なんか比べればやはり規模が小さい、その規模の是正のために合併を進めておる、そういったことをやられておるわけでございますが、この漁協の信用事業につきまして、これから金融自由化の中でいろいろなリスクもふえてまいります、そういった中で、本当に大丈夫なのか、やつていけるのかということが農協以上に何年も前から言われておることだろうと思つております。

そういう意味で、この漁協の信用事業についての体制の整備、経営の健全化についてのお考えをぜひ伺ひたい。

そしてまた、あわせまして、時間がだんだん参りましたので、引き続き森林組合についてですが、私は、昔、森林組合を担当したことがございまして、これはさらにまた小さいということでございます。農協の共済事業とちよつと性格は違ひますが、共済事業に比べますと、それこそけたが二つも三つも違うというふうなことであるわけでございます。そういう意味で、この森林組合の経営の健全化といったことについても、どういふふうに対応されるのか。もちろん森林組合の流域での広域合併とか、いろいろなことを進めておられるのは十分承知をしておるわけでございます。それにいたしまして、やはり林業関係の厳しい状況からして、なかなか特効薬はないかもしれませんけれども、何か明るい方向づけができるような、そういった対応が必要ではないかというふうな感じをいたします。

ぜひ、そうした漁協と、そしてまた森林組合系統それぞれの今後の対応方向につきまして、両長官から御答弁をいただければというふうな思つております。

○眞田政府委員 まず漁協でございますが、今言われましたように、農協に比べまして漁協の信用事業は規模が小さいということで、金融の自由化

が急速に進展する中で、経営基盤の強化を緊急に図らなければならないという必要性がござい

このようにするために、漁協系統におきましては、これまで漁協信用事業強化方策というのをつくりまして、漁協の合併を推進しながら信漁連への信用事業譲渡を進めますことによりまして、漁協の信用事業の体制整備を行ってきたところでござい

水産庁におきましても、このような漁協系統の自主的な取り組みを支援しますために、これまで漁業協同組合の合併助成法のほかに、予算措置におきまして、合併事業譲渡を促進させるための事業を行っております。これらの事業を有効活用することによりまして漁協系統の体制整備が図られますように、今後とも適切に指導してまいりたいというふうに考えております。

○高橋政府委員 答えたいします。

森林所有者の協同組織であります森林組合は地域林業の中核的な担い手でありまして、流域を単位として地域の特性に応じた森林整備や木材生産活動を推進する森林の流域管理システムの上でも中心的な役割を發揮することが期待されております。しかしながら、御指摘のように、その経営基盤、非常に小さくございまして、赤字組合も多いわけでありまして、その経営基盤の強化というのはこれは不可欠でございまして。

このために、これまでも森林組合合併助成法による税制優遇措置等を講じてきておりますけれども、この法律の合併計画の提出期限が本年三月三十一日に期限切れとなるのを機会に、既に今国会におきまして、五年間の計画提出期限の延長及び計画内容の充実を図るとともに、森林組合法につきましまして事業範囲の拡大、指定森林組合制度の創設、経営管理体制の整備等の措置を内容とする森林組合法及び森林組合合併助成法の一部改正が行われまして、四月一日から施行されたところでござい

これからも、経営基盤の強化に向けて、森林組

合系統の自主的な取り組みを助長する施策を基本としつつ、森林の管理等に森林組合が十分な役割を果たすことができるように支援してまいりたいと考えております。

○大村委員 今回の法案とは直接関係ないわけですが、関連いたしました。実は農協の高齢者福祉事業につきましてもお伺いをしたいと思っておったのであります。また、私は厚生委員会にも所属をさせていただいておりますし、今現在介護保険の法案とかいろいろな法案の審議をしております。そういう意味で、農協が果たす役割、私は厚生委員会でも小泉厚生大臣にも御質問したわけでございますが、本日は時間がございませんで、この点につきましては担当であります高橋農協課長、大変お詳しいというふうにお聞きをしておりますので、また厚生委員会等でお聞きをしたいというふうに思います。

最後の質問をさせていただければと思います。今回の組織の統合、そしてその検査関係の充実というところで、この系統組織の経営の強化、どうしても図っていただきたいというふうにも思っております。この点については、特に橋本内閣が掲げておられます大改革のうちの一つとして金融ビッグバン、東京ビッグバンというふうにも呼ばれておるわけでございますが、大規模緩和というのをこれからやっていくというふうにしておるわけでございます。

そういったしますと、若干、今いろいろな議論が出ておりました。懸念されますのは、ロンドンのシティーのように、ビッグバンをやって、もちろん市場は活性化されるけれども、実際問題、そこで金融機関はどんどん淘汰をされて、気づいてみたらすべて外国資本であった、テニスで言うウィンブルドンのように、プレーをするのは全部外国の選手ではないかというふうなことも懸念をされておるわけでございます。

そういう中で、特に農協系統は経営基盤が脆弱だと言われているわけでございます。このビッグバンがこれからどんどん進んでいく、急速に進ん

でいくという中で、これをどう乗り切っていくのか。もちろんこれまで以上の人員の削減、そういったものを含む大幅なリストラといったこともやっていたなければいけないというふうにも思っております。この厳しい厳しい金融の自由化、ビッグバンの中で、もう待たなしたというふうにも思っております。それにつきましましてどう乗り切っていくのか、その点につきましまして行政当局の御見解をお伺いしたいというふうに思

○熊澤政府委員 まさに先生御指摘のとおりだと思います。今後二〇〇一年までに欧米並みの金融市場の実現、いわゆる日本版のビッグバンを実現していくんだということ、金融システムの改革が進められるという状況でございますが、確かに、そういう中でいけば、系統の金融、組織、大変厳しい状態にあると思

そういう意味でいけば、今後農協の系統の金融システム全体の強化充実を図っていくということ、これは基本的に大事でございまして、その際、一番大事なことはやはり体制の整備、そしてコストの削減、そういった点だと思

具体的には、さきの臨時国会で成立をさせていたいただきました農協改革二法の中でも幾つかの手だてを講じているわけでございます。一つは、信連と農林中金との統合、そういう道を開いたということもございまして。また他方で、単位農協を合併して大型の農協にして力をつけていこう、そういうことでございまして。同時に、体制の整備といたしまして、業務の執行体制の整備、さらには、そういう体制の中で業務を運営するに当たりまして監査体制を強化していく、あるいは、システム自体でいえば、自己資本を充実して経営内容を健全化していく、そういう点が重要だと思われま

そういう手法を活用いたしまして、今後とも金融システム全体として、日本の金融システムの全体の中の一員としての体制を整えられるように私ども支援をし、指導をしてまいりたいという

ふうに考えております。

○大村委員 今回の法律を受けまして組織を整備されるわけでございますが、ぜひこの組織の整備を生かして魂をしっかりと入れた検査体制をおつくりをいただいて、そして農協系統の農、林、水、それぞれの系統組織の経営の健全化に向けて一層の御努力をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○石橋委員 次に、宮本一三君。

○宮本委員 設置法の一部を改正する法律案に関連いたしました質問をさせていただきたいわけでございますが、その前に、日本の農業政策そのものについて、実はきのうの目録新聞の社説に取り上げられておりました。

それで、農業白書が出たこともあるのでしようが、九五年度のカロリーベースでの食糧自給率が四二%ということで、前年より四ポイントほど下がっておりますし、そういった長期の自給率低下傾向がやはりずっと続いているということでございます。

これは、確かに日本人の食糧消費のパターンが変わってきております。穀物中心から肉類へ、こういったことの影響が当然そういった自給率の低下につながっているというふうに思うわけでございますが、その目録新聞の見出しで言っていることは、「不毛な食料自給率論より危機管理を」というふうな見出しでございまして、これは非常に注目をされる見出しなりの見出しでございます。

しかしよく考えてみますと、二十一世紀に向けて食糧は一体どうなるのか。御承知のように、日本人だけが今までの穀物中心から肉類という生活の食パターンの変化があつて、そのままじっとしているわけではないわけでございます。東アジアでは大変な経済発展、特に中国の経済自由化以後によるすごい高度成長ということから、十億を超える中国の国民ももちろん生活、食糧パターンを日本人が変えてきたと同じように高度化していきたいという希望は持つ

だろし、またそれを実現するように努力していただくであろう。

そう考えますと、一キロの肉類の生産のためにその数倍というか十倍にも近いような穀物の消費を必要とするわけですから、これが中国だけではなしにさらにインドに、そして世界にも広がってまいりましたときに、一体二十一世紀のある段階で食糧は大丈夫なのか、これは当然考えなければいけないわけですが、残念ながら、その新聞では、そういったことには危機管理で対応しようというような論調でございました。

私は、やはり日本の農業というものは、確かにコストは高くつくかもしれないけれども、しかし一たん緩急ある場合にそれが保障してくれるかというのを考えますと、コストの問題ではなくて、最低限の食糧だけでも確保する必要がある、このような認識に立っていることを最初に申し述べさせていただきます。

事実、オイルショックのときにアメリカが大豆の輸出をとめたということ、それでどれほどのショックを我々は受けたか。これがオイルショックでなくてもっと深刻な事態になった場合には、本当に行き詰まってしまうわけでございます。

確かに政府の方も多額の資金を投入いたしました、農業の発展のためにずっとやってきましたし、またそれは非常に大きな成果を持ってきたと思えますけれども、この間のパウル経済の崩壊によりまして、残念ながら農協系統の金融機関も大きな被害を受けてしまいました。しかし、この金融機関のダメージというのが農産生産そのものにも大きな不安を残してきておるわけでございます。そういうことから、このたびの検査強化といいますが、整備といいますが、この設置法の一部改正案になってきたのだというふうに理解はいたしております。

そこで、大臣にお伺いしたいのでございますけれども、協同組合検査部の設置、これは、そのメリットは一体何を指しているのか、何をねらっているのかということについてひとつ大臣、よろ

しくお願いいたします。

○藤本國務大臣 宮本委員から、食糧の需給の問題につきまして、将来の中期の見方といいますが、状況についての御意見ございまして、私どもも、先般の日本のAPECの会議で、今後アジアの将来にとりまして三つの非常に大きな問題がある、それは食糧とエネルギーと環境問題、そういう指摘がなされたわけでございますが、これはアジアだけではなくて、日本の場合にも将来の非常に大きな問題だという認識を持っておりま

す。特に、御承知のように、自給率が先進国の中では一番低いわけでございます。この現実からどうしても、国民の皆さんに必要とする食糧を安定的に供給をする、できるだけ安い良質な食糧を供給するということは私どもの責任でございます。そういうことを十分念頭に置きながら今後の農業生産を進めてまいらなければならぬというふうに考えております。

さて、協同組合検査部の設置のメリットはいかに、こういう御質問でございます。協同組合経営の健全性を確保するためには個々の経営体の自助努力、これはまず必要でございますが、その自助努力と相まちまして、行政検査の充実強化、この点も非常に重要な問題でございます。そういう考え方からこの検査を大臣官房協同組合検査部にて一元化する、そのことによりまして、経済局や林野庁、また水産庁の指導監督部局から一定の距離を置きまして、緊張関係を保ってまいりますとともに、検査の統一性及び効率性を高めていくということが可能になるものと考えております。このことが今委員が言われました設置のメリットであるというふうに考えております。

○宮本委員 大臣、ありがとうございます。確かに、官房に集めまして若干距離を置いて緊張関係を維持していこうということでございます。ただ、金融監督庁というのが最近できてきそうでございます。金融関係の問題を緊張関係を持つて検査するということだとすると、例えば農協系

統の金融機関の検査も金融監督庁で一緒にやってしまつたらどうか、その方がより緊張関係は持ち得るし、いいのではないだろうかという考え方も一つあるのではないだろうかと思は思っております。大蔵省の銀行局の中に検査部があって、それが検査なんかやっておるからこういうことになるのだという議論があったわけだし、またそれもうなずけるわけですが、確かに官房に集めるということとは非常にアイデアとしていいと思うのですが、それをもう一步踏み込んで、官房よりもさらに離れたところで見るとはどうだろうかという、金融監督庁に一元化するという問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。確かに、検査監督を指導部局から官房に一元化して、一定の緊張関係を置くということ、かつ検査を効率的にするという意味で今回官房に一元化したわけでございますが、先生が今御指摘になりました金融監督庁の設置に関しましては、信用部門につきましては金融監督庁と農林水産省とで共管ということになるわけでございます。

これは、金融監督庁サイドは金融面の視点からの検査を行うということでございますが、他方、私ども農林水産省が所管しております農協系統は、信用事業は大変重要な事業の柱でございますけれども、そのほかに販売事業、購買事業、共済事業等大変幅広く総合的な事業を推進しておるわけでございますので、信用事業の検査とあわせまして、全体として農協系統の事業全体が適正に行われているかどうか、そういう観点から検査をする、その一環として、信用事業が含まれているということでございますので、その意味では信用事業部門については金融監督庁と農林水産省とが共管で検査をする。ただ、具体的な検査の手法につきましては金融監督庁が設置された後に相互に連絡をとりつつ効率的な検査を行ってまいりたいというふうに考えております。

○宮本委員 今のお答えですと、全体の系統機関の監督、これはやはりそれぞれの官房の中で把握していただく方がやりやすいという点もわかりましたがいまして、やはり信用分野については新しくできる金融監督庁との共管になっておるわけですが、連絡関係をよく密にされまして、その監督検査機構がフルに緊張関係を持って機能できるように努力をしていただきたいというふうにお願いをいたします。

もう一つ、この設置法の関係ですが、都道府県における農協の検査、これも非常に難しい問題だと思ひます。

農林省としてもこの検査の強化について十分指導していただきたいと思うわけでございますが、現在の単協の検査の実態、時々、県にもありますけれども、非常に心配な検査体制であるという府県もあるように伺っております。それだけに、一体今どんな状況なのかということ、今後の指導の強化についてひとつお願いいたします。

○熊澤政府委員 農協系統の検査のうち、都道府県以下の検査につきましては、先生今御指摘のとおり県に委任をして検査をしておりますところでございますが、全体で、都道府県におきましては約五百人程度の検査員のもとで検査をいたしております。総合農協に対しましては大体二年に一回の検査が実施されているというのが実態でございます。

ただ、先生御指摘のように、現在の農協系統を取り巻く状況の中ではなかなか経営環境も厳しい、そういう中で農協の合併統合も進んでいるわけでございます。そういう点から考えますと、都道府県の検査機能の充実というのがますます要請される状況にはなっております。

そういう意味で各県の検査員の充実強化ということも行われておりますが、同時に、私どもとして、各県の検査員の能力、質的な向上というのは大変重要だということに考えておりますので、そういう面では、研修をしっかりとやるということによりまして各県の検査員の資質、検査能力

の向上というふうな点について意を用いてまいりたいというふうな考えをしております。

また、昨年改正をいたしました農協法の中では、都道府県知事の要請があれば国が都道府県とともに検査をし得るという道も開いたところでございますので、そういった制度も活用しながら都道府県と密接に連携をとりつつ、検査の充実を図ってまいりたいというふうな考えをしております。

○宮本委員 確かに、都道府県の検査、これからひとつ国としても十分目を配っておいっていただきたいと思つております。県の方も、こんなリストラの時代ですから、人は減したいというふうな要求ももちろん持っておられるだろうし、また人事の都合で同じ箇所をせいせい二、三年しかいなくて、絶えず瞬間的には素人ばかりがやっていると、絶えずな事態も県によっては散見されますし、そういう点についても、これは本当に研修が大事でございますので、ぜひしっかりやっていただきたい、このように思つております。

それから、お許しを得まして、この設置法の一部改正案とは離れた質問をさせていただきますと思つております。

最近新聞でも取り上げられておりますが、口蹄疫、非常に心配でございます。これは本当に、一たん入ってきますと爆発的に拡大しますから、そういう意味では壊滅的打撃を受けるわけでございます。それだけに水際の作戦が本当に何よりでございます。それだけでも、今、台湾の口蹄疫について、新聞にもひとつ出ておりましたが、最近ちょっととまっております。一番新しい状況は一体どんな状況になってきているのか、少しおさまつて見ているのかどうか、それが一点。

それから、我が国への侵入防止策といいますが、これは入り口で一切禁止しているわけですから来ないと思つてはいただけませんが、第三国経由で、第三国商品として入ってくる心配もありませんし、あるいはまた完成品の中に含まれているというふうな心配もありますだけに、そして一たん入ってくるのと本当に大変な打撃ですから、そこら辺の防

止策をどのように具体的にやってもらえるか、お教へ願いたいと思つております。

○中須政府委員 最初に、台湾における発生状況でございます。

私も三月二十日に台湾当局から、二県三農場で発生したという第一報を受けたわけでございまして。四月十四日現在の情報によりますと、十二県五市で三千四百二十二農場において発生、発生頭数五十四万五千七百七十六頭、こういうような形で大変継続かつ拡大している状況にある、これが現在の状況でございます。

これに対する我が国の侵入防止策というお尋ねでございますが、まず、先ほどお話ございましたとおり、第一報を受けて、我が国は直ちに台湾からの偶蹄類の動物及びその畜産物の輸入禁止等の措置を講じました。それから、御指摘のとおり第三国経由という問題もございまして、我が国に對して食肉等の輸出が可能なすべての国に對して、台湾産の偶蹄類の動物及びそれからつくられた畜産物について、第三国経由で加工され輸入されるというのを防止するために、日付的には三月二十七日付でございますが、我が国への輸出国に對し、台湾産の偶蹄類の動物あるいはその畜産物を我が国向けの食肉及び加工品の原料として使わないということとを条件づける、こういうようなことを決定し、各国に通知をいたしてしております。

またこのほか、航空会社等を通じて、一般旅行者が台湾から畜産物を持ち帰らないように周知徹底を図るとか、生産、輸入、食肉加工あるいは流通関係者を対象とした説明会を開きまして、禁止の内容その他本病防疫の重要性等を説明しているほか、口蹄疫のウイルスを媒介するおそれのある台湾産の稲わらにつきましても、輸入検査、消毒を実施するというところで事実上輸入の自粛をお願いしている、こんなふうな対策を講じているところでございます。

今後とも十分関係者への周知徹底を図りながら、関係省庁と連携をとり、本病の侵入防止にできる限りの努力をしていきたい、こういうふうな

思っております。

○宮本委員 非常に慎重に、そして万全の対策をとっていただいているようでございますので、安心はいたしますが、問題が問題だけに、さらに厳重な警戒を怠らぬようにお願いをしたいと思つております。

それから、ちょっと話題は変わるのでございまして、土地改良事業を実施している地域、本当に全国にあるわけでございますけれども、実際のところ、膨大な資金を投じて土地改良を二十年三十年前からやっております。非常にうまくいっているところもありませんが、中には、せっかくの資金を投じて、そして一部は自己負担でやった改良だけでも、それができ上がったところにはその作物に對する需要がほとんどない。例えば、オレソンの輸入の自由化等の波が入ってまいりました、せっかくつくつていた、あるいはつくろうとしていたミカンも全然もう売れない、そんなケースも散見されるわけでございます。

農地が荒廃しているところが非常に多いわけですが、こういう問題に對して一体どのような対応をされておられるのか、お願い申し上げます。

○山本(農)政府委員 先生ただいま御指摘のように、土地改良事業、これは地元の農業者の申請に基づきまして、また農業者の一部事業費の自己負担をいただながら実施しておりますので、この目的でございます新しい作物の導入あるいは農業の体質強化のために、一般的には土地改良事業の成果を十分御活用いただいているわけでございます。先生御指摘のような農産物の需給事情の変化あるいは担い手の不足といったようなことで、土地改良事業の成果が十分に活用されない、農地が荒廃しているというところも、例外的ではございまして、見受けられるところでございます。

そういった地域につきましては、私も地元事業の実施地区を中心にいたしまして、土地利用促進協議会といったものを組織させていただいております。このメンバーは地元元行政機関、普及組

織、農協の営農部門あるいは試験場等々に参加していただきまして、土地改良を実施した農地が十分に地域農業の振興のために利用されるような営農指導の強化あるいは技術指導等に対する支援を行っているわけでございます。

今後、もしそのような地域がございました場合には、地元関係機関とも十分御相談しながら、事業の成果が十分御活用していただけるように、私ども協議会でこれを検討してまいりたいと思つております。

○宮本委員 確かに、御努力の結果うまくいっているところも非常に多いわけでございますけれども、土地改良事業、国が非常に大きな負担を、また県なり地元なりの応援も得まして、実質的に農家の負担というのは、確かにパーセンテージからいうと一けたのパーセンテージの負担というふうなケースも多いわけでございます。しかし、金額的に考えてみますと非常に大きな負担がいまだに農家の背中に乗っかっているわけでござい

ます。残念ながら非常に荒廃した農地になってしまつたようなところの土地改良事業について、農家負担を何とかもう少し軽減する方法をより努力していただきたいと思いますのでございまして、それに対する取り組みをひとつお聞かせ願いたいと思つて

おります。○山本(農)政府委員 土地改良事業に對する農家負担の軽減につきましては、私もかねてより努力をさせていただいてきておるところでございます。償還金の繰り延べ、あるいは事業費自体の設計を工夫して、事業費の総額の圧縮とか、あるいは地方財政措置の充実、さらに補助率のかさ上げ等々を進めてまいりておりました。現在、新しい例えば担い手育成に役立つような圃場整備事業につきましては、一割強程度の農家負担となっておりますが、平成七年度予算からウルグアイ・ラウンド対策の一環といたしまして、米、麦、その他自由化関連作物を三分の一以上作付しておられる圃場につきましては、十アール当たり一万円を超え

る償還額の地域について三・五%を超える利息に
ついてこれを軽減する措置、あるいは十年間無利
子で償還を繰り延べるような措置を実施すること
にいたしまして、事業費二千六百億円で現在実施
させていたでおります。

また、先ほど成立させていただきました平成九
年度の新しい予算におきましても、担い手の育成
を図る圃場整備事業、これを補助率五〇%で重点
的に実施させていただきますとともに、農地の利用集
積が進む地域につきましてもは事業費の五%の促進
費を土地改良区に交付する制度を新しく創設させ
ていただきます。農家負担の軽減にできるだけ
努力させていただきますところでございます。

○宮本委員 最後に、日中、日韓の漁業交渉の現
状がどうなっているのかなというのと、その対
処方針についてお伺いをさせていただきますたいと思
います。

○高田政府委員 中国、韓国との間の日中・日韓
漁業交渉の件でございますが、これにつきまして
は、国連海洋法条約の趣旨に沿いました新たな日
中・日韓漁業協定を早急に締結することが現在必
要だということで鋭意協議を行っているところで
ございます。

このようなことから、中国、韓国との間におき
ましては、昨年からことしにかけて、数回に
わたって新たな漁業協定締結のための協議を行っ
てきております。

これまでの協議の結果でございますが、日韓間
におきましては、国連海洋法条約の趣旨に沿った
協定を締結することなど、幾つかの基本的な考え
方につきましても意見の一致を見たとところでござ
います。

また、日中間でございますが、日中間につきま
しても、原則的に沿岸国主義ののった解決を
目指して交渉の加速化を図るとともに、日中間で
境界画定の必要な水域につきましても、沿岸国主
義ののったりながら何らかの暫定的な考え方を導
入するというところで、これにつきまして積極的に
検討すること意見の一致を見たとところでござい

ます。
このような状況を踏まえまして、今後さらに両
国との協議を行い、できるだけ早い時期に新たな
漁業協定の締結ができるように鋭意努力してまい
りたいというふうに考えております。

○宮本委員 ありがとうございます。以上で終
わります。

○石橋委員長 次に、菅原喜重郎君。
○菅原委員 農林水産省設置法の一部を改正する
法律案について質問をさせていただきます前に、
通告の順番を変えまして、除間伐促進方策につ
いてまずお伺いしたいと思います。

御承知のように、森林は、木材生産に加え国土
の保全、水資源の涵養、良好な環境の維持など、
さまざまな公益的機能を発揮していることは、多
くの国民の理解しているところであります。

しかしながら、健全な林相の育成を図り、これ
らの機能をより高度に発揮させるためには、森林
を現状のままで放置しておくのではだめで
ありまして、適切に管理、整備していくことが大
事であります。

我が国では、これまで人工林の造成が積極的に
進められた結果、一千万ヘクタールに及ぶ人工林
が造成されております。しかし、これからは拡大
造林を進めることも必要であります。それ以上
に、この人工林の質の充実を図っていくことが大
事であります。

森林整備の方針を、これから面的拡大から質的
充実へ転換すべき、今が大切なときであると私は
考えております。戦後に造林された人工林は、除
間伐が最も必要な時期であるからであり、質の向
上、充実を図る上で、除間伐は最重要の課題であ
ります。それにもかかわらず、実施の状況は不十
分であります。

これまで森林の整備、育成を担ってきた林家
は、木材価格の低迷、経営コストの上昇などに
よって厳しい状況にあり、こういう厳しいときこ
そ、政府があらゆる手段を講じて除間伐を重点的
に進めるときであると思っております。

このことに関連してですが、岩手県森連が行っ
た昨年の実態調査によりまして、四十五年生の杉
の場合、間伐した地域は直径が平均二七センチ
となり、一ヘクタール当たり千本で四百九万二千
円、一度も間伐していない地域は直径十八センチ
と細く、一ヘクタール当たり二千本で五十五万
六千円にとどまるという結果が出ています。

しかし、私に言わせると、植林して四十五年
もたつたら一ヘクタール当たり五百本以下に除間
伐していくべきで、そのように管理するならば直
径は三十五センチ以上にもなり、生産石数も倍加の
伸びを見せるはずであります。

いずれにしても、岩手県では戦後造林の手入れ
は待たないというところで、間伐対象森林二十一
万ヘクタールのうち、緊急を要する三五%の七万
ヘクタールを即刻に整備しようとして三カ年計画で
県林業公社に全面委託の方針を決めるなど、造林
事業の見直しに着手しています。

県は、この実施しようとする現在の緊急を要す
る森林を、間伐した場合としない場合の立木調査
額をこれまでのケースから試算し、実施した場合
は千七百一億円だが、このまま手入れをしないと
百六十二億円と約十分の一に落ち込むことがわ
かったと算定しています。

大臣にもこのことはよく承知してもらいたい
のですが、この実態調査の数字を全国の公有林、民
有林に当てはめたらどれだけの実益が上がるかは
かり知れないものがあります。いや、利益より
も、一ヘクタール三千本の密植のままで三十年を
過ぎ始めますと、森林は活性化を失い、林相は枯
死に向かっていくのですから、問題は深刻なので
あります。

森林は、除間伐を適切に施行して、一定の光線
を根元まで通るようにしていれば、下枝も枯れる
ことはなく、枝打ちも必要がないものなのであり
ますが、密植が枯れ下枝を生み、それを除かない
と病虫害からも守られないので、枝打ちが必要に
なってくるのであります。

いずれにしても、待たないの除間伐に積極的

に対応しようとする県が出てきました。このよ
うな動きに対して国として支援していくべきでは
ないかと思うのですが、このことについて国はど
のように考えているのか、お尋ねいたします。

○高橋政府委員 間伐が人工林を育成していく上
で非常に重要な作業であるというところは、私ども
もそのとおりだと思っております。この推進が
林政への重要な課題と思っております。

先生御指摘のように、それぞれの県で、その重
要性にかんがみまして、間伐の推進を徹底しよ
う、こういう動きがあるように私どもも聞いてお
ります。私どもも、都道府県に対しましては、森
林計画制度の適切な運用とかあるいは補助事業の
実施を通じまして、着実な間伐が図られるように
指導しておりますのであります。県単独で間伐
の予算を組んでいるというところも各県にあると
聞いております。

私ども国といましては、平成八年度から、
間伐の補助事業につきまして、対象年齢を、それ
まで四から六歳級でございましたけれども、それ
を七歳級にまで拡大しております。

それから、要間伐森林について、都道府県、市
町村等の公的な主体が森林所有者との分取林契約
に基づいて行う森林の整備に対する助成につきま
して拡充を行っております。

それから、今年度、九年度からは、緊急に間伐
が必要だという箇所につきまして、機能保全緊急
間伐実施事業、これを実施したいと考えておりま
す。

これからの、都道府県と連携をとりながら、こ
れらの施策を通じて間伐の推進に努めたいと
考えております。

○菅原委員 ぜひそのように除間伐の推進を進め
るようお願いします。

次に、農協系統組織等の経営環境が変化する中
で、今般、大臣官房に検査を専門的に行う組織と
して協同組合検査部を置くということとされたわ
けですが、単に組織を設けたからといって検査の
充実が図られるわけではありません。農協系統組

總等の経営の健全性を確保していくためには、今まで以上に検査の実施率を向上させていく必要があるものと考えます。

新たに設置される協同組合検査部において、どのように検査の実施率を向上させていくか、お考えを経済局長にお尋ねします。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、確かに、単に官房の検査部に統合することだけで検査の機能の向上ということではございませんので、例えば、検査員の増員を計画いたしております。また、この検査員の増員の内容といたしまして、従来は、検査員が事前の準備をし、検査をし、報告をする。一連の検査の作業を検査員一人で行って終わりで担当するというような体制で対処せざるを得なかったわけでございますけれども、今回、私どもが考えております体制の中で、検査の事前準備、さらには検査の事後処理、つまり、報告書を作成し報告する、そういったいわば支援機能、バックオフィスと申しておりますが、検査官が検査業務に専念できる体制をつくり上げていきたいということを考えております。

また、経済局、林野庁、水産庁、それぞれ異なった分野でこれまで検査の実績を積んできた人たちがござります。そういう方たちが一緒になっ

て、相互に持っている知識を共有する、そういうメリットもござります。

また、今度、検査官が集中配置になるわけでござりますので、検査の人員の配分につきましても弾力的な調整ができる、そういうことで、検査機能の拡充を図ってまいりたいというふうに考えております。

図ってまいりたいというふうに考えております。○菅原委員 さらに伺います。行政庁の行う検査は、まさに民間団体である農協等に立ち入り、その経営状況を実際に現物を確認しつつ審査するものであり、通常、行政庁が行っている指導監督業務や補助金業務とはかなりその性格を異にしているのではないかと思います。

検査を十分に行うためには、実際に経営を行っている農協の役員にまさるとも劣らない知識やノウハウが必要ではないかと思えます。特に金融業務については、金融の自由化の進展に伴うオンライン化、新たな金融商品の出現等の状況の中で、検査内容も極めて複雑化していくものと思えます。

今般、協同組合検査部を大臣官房に設けることとされたわけですが、単に組織の見直しだけでなく、検査官の質的向上を図り、検査のプロを育成することが必要と考えますが、そのためにはどのようなことから取り組まれていくのか、伺いたします。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

まさに先生が御指摘になったとおり、検査の内容につきましても充実を図っていかなければならぬという点は、そのとおりでございます。特に最近の、例えば信用事業におきましても、今先生がお挙げになりました金融商品あるいは共済商品、そういった商品についての知識は基本的に不可欠でございます。そういった専門的な知識を有する検査員の育成というのが大変重要になってくるというふうに考えております。

そうした意味で、従来、経済局、林野庁、水産庁と三局に分かれていた検査官を今回一元化して、人員の効率的な配置ができるようにする。あわせて、そうした検査官の知識を高めるために、研修については従来以上にしっかりと行いまして、そうした知識の共有ができるようにということとで考えております。

そうした研修で知識を高めるということとあわせて、もう一つの組織的な体制といたしまし

ては、先ほど申し上げましたけれども、従来、検査官一人でも最初の準備行為から検査自体、さらにはその後の検査報告の作成まで行っているというものが現状でございますけれども、今回、そういった事前の準備あるいは事後の報告書の作成につきましては、別途違うスタッフが支援をするという体制を整備いたすことにはいたしております。そういうことによりまして検査官が検査に専念できると、そういう体制にいたしたいというふうに考えております。

○菅原委員 次に、単位農協の検査について伺います。

現在、単位農協の検査については、機関委任事務として都道府県知事に委任されているわけであり、農協系統組織においては、組織整備の一環として単位農協の広域化が進められており、県によっては一県一農協を目指しているところもあります。このように農協が広域化してまいりますと、国が連合会の検査を通して把握している検査のノウハウを都道府県が行う単位農協の検査についても活用すべき場合も出てくると思うのですが、それが果たして適当に活用できるものかどうか。このような観点から、農林水産省として都道府県の検査をどのように支援していくのか伺いたします。

○熊澤政府委員 都道府県の検査につきまして、先生御指摘のように県に委任をしております。現在、都道府県におきましては、約五百人程度の検査官によりまして、総合農協に対してはおよそ二年に一度の検査を実施しているというものが実態でございます。

ただ、確かに御指摘のように各県、その県によって多少事情は違いますが、合併が進んで大型農協が誕生しているわけでござりますし、また将来、信連と中金の統合といったことに伴いまして信連の業務の一部が農協に移管される、そういったことで検査すべき対象の範囲が広がる、

あるいは検査の内容が深まるということが考えられるわけでございます。

したがって、そういう意味で私ども、従来から都道府県の検査官に対して研修はいたしておりますけれども、今後、そういった面からの研修の充実ということも必要だということに考えておりますので、そういった点についての配慮は、意は十分用いてまいりたいというふうに考えております。

また、同時に、今先生がおっしゃいました信用事業を行うような組合につきましては、国のノウハウを活用するという場合も考えられるわけでござります。そういった信用事業を行う組合に、検査をするところがございますので、今後、都道府県とも十分に連携をとりながら、検査の充実を努めてまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員 次に、漁協も農協も地域の協同組合として重要な役割を果たしているわけであり、地方に行くほど、また半農半漁の地域になるほど、同じ人間が漁協の組合員でもあり農協の組合員でもある、また森林組合の組合員でもある、こういうようなのが実態でございます。

それで、漁協の活性化の観点から、またこういう地方の小さい農協の活性化の観点からも、同じ協同組合である農協、漁協の連携を推進すべきではないかと思っております。この点について、現行法では合併は一応できないことになっていて、しかし業務提携ということではできるように私は解釈しておりますが、水産庁長官にこの点について伺いたします。

○嵐田政府委員 先生言われますのは、要は農協と漁協との連携の話だと思いますが、このように同じ協同組合運動を進める組合が互いに連携する、これはいわゆる協同組合間連携ないしは提携でござります。これは従来から系統においても進められておりますし、私どももこれは推進すべきであるというふうに考えております。

また、同時に、今先生がおっしゃいました信用事業を行うような組合につきましては、国のノウハウを活用するという場合も考えられるわけでござります。そういった信用事業を行う組合に、検査をするところがございますので、今後、都道府県とも十分に連携をとりながら、検査の充実を努めてまいりたいというふうに考えております。

漁協が農協等と業務連携を行っている事例はそれほど多くはございませんが、例えばこれは連合会段階でございませぬけれども、農協の食材の宅配事業へ漁協の方から水産物を供給している事例でございませぬか、それから、漁協婦人部と農協婦人部がともに連携して互いにそれぞれの生産物を定期的に購入している事例でありますか、それから、農協と漁協が同じ建物でもって産直をやっている、それでお互いに集客効果を上げて、いろいろ事例がございませぬ。

そういうことで、こういうそれぞれの漁協ないしは農協の特性を生かして、それぞれが事業量の拡大でありますとかコストの削減を図っていくというところは今後とも推進すべきであると思っておりますし、現実には、それほど多くはございませぬが、行われているケースがございませぬ。

水産庁といたしましても、これからの漁協のことを考えますと、漁協の活性化の方策の一つといたしまして、地域の実情に応じたこのような取り組みにつきましては、今後とも推進するようにはしてまいりたいというふうに考えております。

○菅原委員 次に、漁協系統においては、農協系統と異なり、県連と全国連の統合による組織二段階ではなく、信用事業の信連への譲渡による体質強化を検討されておりますが、このような取り組みによって、漁協以外に金融機関のない過疎漁村地域において生活面で支障を生ずることはないのか、この点についても水産庁長官にお伺いいたします。

○薫田政府委員 金融自由化の進展の中で、漁協の信用事業につきましては、資金量の増大でありますとか運用力の強化を緊急に図っていかねばならないというふうに考えております。

また、漁協系統におきましても、これまで漁協の信用事業強化方策というのを策定いたしましたし、漁協の合併を推進しながらも、信漁連への信用事業の譲渡を進める、いわゆる一県一信用事業統合体の早期実現ということを目指しているところでございます。漁協から信漁連への信用事業譲渡が現在着実に進んでいるという段階でござい

ます。この信用事業譲渡の効果といたしましては、事業を二段階にすることに伴いますコストの削減でありますとか、資金の集中によります運用力の向上というようなメリットが考えられるわけでございます。

ただ、その場合に、今指摘されましたように、言わねば利用者への利便性がどうかというような話もございませぬ。これにつきましては、漁協から信用事業を譲渡する際には、漁協を信漁連の支店や代理店として位置づけるところでございませぬ。利用者の利便性でありますとか地域とのつながりが失われないように措置されているところでございます。

○菅原委員 大臣にお伺いします。

今、漁業、漁村をめぐる情勢は大変な厳しさを増しております。我が国漁業、漁村の振興を図る上で漁協の果たす役割は極めて重要であります。そこで、今後の漁業、漁村の振興を図る上で漁協はどのような役割を果たすべきか、大臣の御認識をお伺いしたいと思います。

○藤本国務大臣 御指摘のように、最近の我が国の漁業を取り巻く状況は、我が国周辺水域の漁獲量の減少でございませぬか、産地魚価の低迷、漁業就業者の減少、高齢化の進展などで一段と厳しさを増しております。

このような状況の中で、漁協は今後、組合員に対する経営指導、また資源管理への取り組み、販売活動の強化など積極的に取り組むことが期待されております。漁協がこれらの役割を十分に果たしてまいりますためには、漁協系統の事業、組織改革への取り組みはますます重要なものになっておると思っております。

農林水産省といたしましても、漁協系統の取り組みが円滑に進められますように適切に対処してまいりたい、そのように考えております。

○菅原委員 以上をもって質問を終わります。

○石橋委員 次は、日野市朗君。

○日野委員 どうも、農水の方には久しぶりでしたという感じでございます。余り変わらませ

んね。出席の悪いところも余り変わっていないという感じがいたしますが、きょうは、久しぶりで質問に立たせていただきます。

私が最後の質疑をこの委員会で行ったのは、平成四年の一月十日でございました。随分前のことでございます。そのとき私は、もうしばらくこの委員会での質問もあるまいと思つたものですから、その最後に、経済学という学問、これは人の心をとらえていない、農水の関係者というのはいくらも人の心をとらえるような為政者でなければならぬ、そういう質問をしたのを今でもよく覚えております。

私は、今でもやはり同じような感想を持たざるを得ない、こういうことを申し上げざるを得ないのです。信用事業に關していえば、住専の問題があった。これは農民の心からいへば、そして農協の信用事業という事の性質からいへばかなり遠く離れたことであつたらう、それに手を出したところに大きな失敗の原因もあつたらうというふうに思っています。

また、最近テレビ等の報ずるところであります。例えば、最近の干拓事業、こういうものも、もし日本の農業というものを愛情を持って見詰めているならば、また、日本の漁業というものを愛情を持って見詰めているならばあつたらうかという思いにはならなかつたのではなかつたらうかという思いも、私の中にはあります。これは中海干拓なんかについても同じです。これから事を処するに当たっては、私が今ここでこんな話をしたということもどうぞひとつ頭の中に入れておいていただければ幸せであります。

そこで、きょうは農水省設置法の一部改正の法律案についての質問をさせていただきます。

まず、一つ大きな勉強の材料を私たちはごく最近持つたと思つています。それは、とりもなおさず住専等の金融問題に対する反省というものであるかというふうに思っています。

こういった問題について十分反省をし、そしてこれからの日本の農業、漁業、林業、こういった

問題を考えるのでなければ我々はまた同じような過ちを犯すであらう。経済的な原則のみを追求していくことになればまた同じような過ちを犯すことになるであらうというふうに私は考えざるを得ないのです。

それです。この場合、農協、漁協それから森林組合の問題とあるわけですが、問題としては共通している部分がありますから、まず農協についていろいろ伺つてまいりたいと思つています。もちろん、漁協それから森林組合、こういうことが私の考慮の外にあるということではありませぬ。それらも一緒に考えながら、まず農協を一つのテストケースというふうに見ながら考えてまいりたいというふうに思っています。

本来であれば、農協の信用事業によって集まってくる資金というものは、農協が全部農業発展のために、もちろん農業の生産力を上げるということも重要な観点、それからその流通等について投資をするというのも重要な観点、また、暮らしやすい農村にして農村を活性化させていくということも重要な観点であるというふうには私は考えます。こういった資金の使途というものは、もちろんこれは二〇%までは員外貸し出しは認められていたわけですが、これが十分に使いこなせなかつたというところに大きな反省点があるのではないかと、この点については私に考えているわけでございます。

私は今ここで言いわけを聞きたくないと思つております。外国の農産物の流入、また外材の流入、外国からの魚の流入、こういった問題などは重大な問題ではあります。それよりも先に、我々はこのお金を使つて日本の農業、漁業それから林業、これを立て直していくという前向きな発想、こういうものが必要だと思つてございませぬ。そのためには、これは農水省ももちろんであります。きょうは全中に御苦労をいたしていただいたのであります。農村をよりよくしていく、日本の農業の生産性を上げていく、こういったことのためにこういうお金をきちんと使つてい

く、投資をしていく、その投資の目標を農民たちに与えていく、こういうことが必要だと思つておられるか。まず全中から伺いたいと思つておられるか。いかがでしょう。

○松旭参事人 全国農協中央会の松旭でございます。よろしくお願ひいたします。

ただいまの先生の御指摘のように、私も系統信用事業というのは本来農業の専門金融機関でございますから、農業あるいは農村の分野に最優先に取り組んでいくことが基本使命でございます。したがって、これまでいろいろな努力はしてきたわけですが、先生御指摘のように、では十分最大の努力を傾倒したかどうかということになりますと、これはまだまだ私どもとしては対応が不十分な面が多々あったというふうに、これはみずから反省しながら、今後さらに努力していくこととさせていただきます。

今先生、今後どうしていく、何かビジョンのよくなものがというふうなお尋ねでございます。これまで私も系統ぐるみで取り組んできた農業金融強化対策といたしましては、現在進めております運動といたしましては、担い手育成を支援するための農業金融チャレンジ・ナウ運動というちよつとナウい表現の運動と、それから経営不振農家を金融面から支援します農家支援強化運動、この二つを車の両輪として農業金融強化対策を進めております。

しかし、先生御指摘のように、まだまだ、では農村あるいは地域社会、そういうものにターゲットを広げていくべきではないかという御指摘でございます。私ももちろんそのとおりと考えております。平成九年度から新たな資金として、これもちよつと横文字で恐縮でございますが、アグリマイティー資金という資金を創設いたしました。これは農業生産のみならず、加工、流通、販売の分野であるとかあるいは地域の活性化、地域振興まで融資対象を拡大していこうじゃないかというところを一つのねらいにしておりますし、ま

た、これまで系統融資がいろいろ伸びてこない原因の一つに通用金利の問題、硬直的なことも影響しておりますので、この資金には変動金利制を導入していこう、あるいは既往の資金の種類、そういったものを整理統合していこう、手続面も借りやすくしよう、そんなようなことをいろいろ工夫しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○日野委員 いずれにしても、いろいろ御努力をこれから一生懸命、積極的に前向きにやっていたかなければならない。これは農協サイドもそうですが、もちろんこれは農水省、ちゃんと農民が目を輝かせて、金を借りてもその金を使って自分たちの農業を立て直していくぞというファイトに燃えて、そして自分たちの仕事を展開していく、そういう施策をひとつ用意してもらわなければならぬ。衆知を集めてそういう仕事をやっていっていただかなければならないというふうに思っております。

そこです、今度はもつとこの法律に密着したところで問題を投げかけさせていただきます。農協の信用事業、これは非常に大きな失敗をしたというふうには思っています。その失敗の原因というものを一々ここで私はあげつらうつもりはないのでありますが、同じような過ちを犯さないためにやらなければならないことがある。それは、一つはやはり金融機関としての体質の健全性、こういっただけを維持していくこと。それから、それがより自由な信用事業を展開できるように、そういうシステムというのは必要なんでありましようが、それが過たないようなシステムをつくるということとで今次の改正が行われるわけですね。

私は、これはまあまあ結構なことというふうにも一面では思っているわけですが、心配な点があります。それは、金融というところに重きを置いて考える、金融機関の体質というところに重きを置いて考える、そこに重きを置いて検査をするということになると、これが硬直していきはしない

かという感じを持つわけですね。先ほど全中の専務さんにお話を伺うと、専務さんもいろいろメニューを用意されて、その幾つかを紹介された。しかし、農業金融には農業金融の持っている、ほかの営利団体、営利企業が持っている金融とは別個の目的があると思うので、それはまず非営利であること、それから農業、農民、農村のために使われていく、そういう使命、これがあろうと思つておられます。

そこで私は、共管になっていく、まず農水省と、それから一方では金融監督庁という形に今度とはなるというふうな、法案が用意されているというふうな伺っておりますから、一応この金融監督庁ができたというところの仮定で伺いたいのですが、この二つの目的、検査の目的というものをどのように調整されていられるおつもりか。

○熊澤政府委員 今般設置されます金融監督庁と、従来から私が行っております農協系統組織の検査の役割の分担でございますが、金融監督庁は金融面でのサイドからの検査を行う。すなわち、金融システムの一員たる農協系統の信用事業の運営のあり方。したがって、金融監督庁サイドからは、農協系統金融が行う態様が他の業態と横並びで整合性があり、適正に運営が行われているかという観点から行われるものというふうに思っております。

他方、農林水産省が行います農協系統の検査につきましては、系統が持つております総合的な事業、その中で信用事業が極めて大きな柱の一つであるというところは疑いのないところでございませうけれども、信用事業とあわせまして、販売事業、購買事業、共済事業等、総合的な事業を行っております。農林水産省が行います検査は、したがって、信用事業を一つの重要な柱として検査をします。他の事業も含めた全体として農協経営が健全に行われるかという観点から、信用事業も含めて検査を行うというところで、これは従来、大蔵省と農林水産省の所管が、信用事業については共管部分になっていったこととさせていただきます。

ども、今回、金融監督庁の設置によりまして、その検査と監督の部分金融監督庁に移管されるということとさせていただきます。

そういう意味では、従来の信用事業に対する監督のありようというのは、金融監督庁が設置された場合にはそちらに移管されるということとさせていただきますので、金融監督庁が設置された場合におきましては、金融監督庁と十分連絡をとりつつ、連携を図りながら検査に当たってまいりたいというふうに考えております。

○日野委員 何か今の答弁を聞いておると心配になってきますね。私の聞いておるとのことの意味をよくとらえておられない、もしくは問題意識がどこか上のそれらで、よそにあるような気がしてならないのでございます。

私が今あなたに聞いたのは、ほかにいろいろな諸事業がある。そんなにか知っています。信用事業のほかに。そして、信用事業を今までと同じように共管するなんという問題ではなくて、もつと厳しくなるのですよ、信用事業そのものの存在の基盤が。検査も厳しくなるのですよ、監督庁の。そのようなき、この信用事業というのは大きな目的を持つておられるでしょうと私は今言った。非営利であること、それから農業、農村のためにサービスとして提供されていくものであるということ。

いところだというふうに思いますが。そういう意味でいえば、系統組織が集めている貯金、資金というのが、基本的には農業の振興のためにまず一義的に使用される、そういう観点から行政の検査も行われるということが基本的なスタンスであるべきだというふうに考えます。

ただ、昨今の農村、農業をめぐる状況は大変厳しいというふうに思います。そういう意味で、農業に向けてられる農協系統資金の投資の量が限定されているという実態もございいます。その意味で、他の分野、特に農村地域における他の業種に対する投資、あるいは地方公共団体に対する投資、さらには債券の運用、そういった面にもどうしても意を用いていかざるを得ない。そういった点についての適正な運用についても意を用いて検査をすべきであるというふうに私も考えております。

○日野委員 金融監督庁と農水省と二重に同じような検査をやるのなら、農水省はやらなくて結構なんです、同じことをやるのなら。その点、私は共管としたことに一つの意味はあるだろうなと思っております。

今こんなことを言っているのは、私は農水省の応援をしているのですよ。金融監督庁に一元化してしまえ、こういう意見がかなり有力に主張されていることは御承知のとおりでありますね。同じことをやるのなら一元化した方がよさう。その点についてどう思いますか。もっと別の意味合いがあるのですか。

○熊澤政府委員 繰り返しの答弁になるかもしれませんが、農協系統組織は、先ほど申し上げましたように信用事業とあわせて購買、販売あるいは農政の活動、そういったものを行う総合的な事業体でございます。その中で信用事業が一つの大きな柱となっているということで、私も農林水産省が農協の検査、系統組織の検査をやる場合には、そういった農協経営の運営全般について指導監督を行う、その中の一つの大きな柱が信用事業であるというふうに考えております。そして、金融監督庁が検査をする場合には、あ

くまでも金融システム全体の中で、農協系統の信用事業が適正に行われているか、他業種と運営の横並びの中で適正に行われているかという視点からの検査だと思われまして、検査に向けての基本的な姿勢は異なっているというふうに考えております。

ただ、そういう中で、実態としては、例えば従来ですと、大蔵省の銀行局が農林中金に対して検査を行っておりまして、農林水産省の方は信連に對して検査を行っているという実態上の振り分けがございいます。

ただ、その際でも、例えば大蔵省は、農林中金が都市銀行並みの資金量と対外的な活動を行っている視点から農林中金に対して検査を行っているわけですが、私も、そういった検査の結果については報告を受けておりますし、また同時に、あわせて、農林中金に対しては常日ごろ報告の徴収を受け説明を受けているという実態にございませう。他方、恐らくは物理的な人員の制約もございませう。そういった意味で、信連に対しては私も信用事業について検査を行ってきたわけでございますが、その点につきましては、私も検査報告について大蔵省にも連絡をし、そういう意味では有機的な連携をとってきたつもりでございます。

今回、金融監督庁が設置されるに当たりまして、十分に金融監督庁とも連絡をとりながら、総合的な検査、有効かつ効率的な検査に努めてまいりたいというふうに考えております。

○日野委員 バブルのころはよかったです。日本の銀行というのは、いいたときには一位から十二位まで日本の銀行だったのです。農林中金さんは世界第七番目の銀行だったのですよ。そしてそれを誇りにしておられた。それは大いに結構なんです。それからどんどん経営の内容が悪くなってきた。そして、今や農林中金さんが第何位にランクされているか、私は今詳しいことは知りませんが、しかし、そんなに威張っていられる状況でないことは間違いない。

これから指導していく際に、財務体質も大事、それと同時に、少なくとも、どういう投資をされていかなければならないかということを見きわめながら農水省の検査というものはなされなければならぬ。ほかの銀行と一律に同じスケールでやってはいけないのだと思う。そこまで農水省の認識があるかどうか私は今知りません。

私は、二元的な検査というのは、幸いにしてと言いたい。まあ仕方がないかと皆さん思っているのです。仕方がないと思っている。そういう皆さんの思いを無にしないような形で運営されることを要望しますよ。特に、末端の単協の検査なんていったら、これは都道府県がやるわけですよ。機関委任事務でやるんだ。金融監督庁も機関委任をします。農水省も機関委任をします。同じ調査をやる。そのときに、財務体質に対しての評価というものは、恐らく、農水省と監督庁で分けるといったってこれは無理だ。そこで、どっちの検査の意見を取り入れていくかということ是非常に大事なことなんです。この問題は、私はそう軽く見てもいけないのです。

この問題はかりやっていると大事な問題を逃がしますから。金融自由化というのは大きな流れであり、ビッグバンというのは推進されていくことになりましよう。

そこで、農水省と全中さんに伺いたい。信用事業がビッグバンの中で生き残っていくには非常な努力が必要であろうと私は思いますね。まず全中さんに伺いましよう。この事態を乗り切るための覚悟のほどをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○松嶋参考人 私も、金融自由化の進展に対しまして対応というのは、これまでも全力を尽くしてきたところであります。

ただ、御指摘のように、これから日本版ビッグバンという大変大きな改革が控えております。そうなりますと、例えば金融機関相互間、あるいは他業種との間の業務の垣根というのがだんだん低

くなつて、金融機関でいろいろな金融サービスが顧客に提供できるようになる。そういった段階では、私もとしては、組合員に對しては、やはり他の金融機関と同等のサービスの提供ができる権能の確保が必要だというふうに考えております。

それと同時に、先生が冒頭におっしゃったように、みずからの取り組みとしていかに経営を健全化していった組合員なり地域社会の信頼を確保していくか、これは大変重要なこととございませうから、私も権能の確保と裏腹の課題といったしまして、他の金融機関に劣後することのないような経営の健全性あるいは透明性の確保、そういったものに全力を尽くしてまいりたいというふうに考えております。そのためには、なかなか農協の機能、体制整備というものがしっかりと進めないと受け手の農協が消化不良を起します。私どもとしては、広域農協合併を進めること、それから農協の経営執行、監査体制を充実するということ、みずからの取り組みとしてさらに全力を尽くしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○日野委員 農水省に伺いましよう。こういう金融自由化の進展の中で、一般の営利的な金融機関とそれから信用事業とをどのように考えていくのか、その中で検査がどのような役割を果たすのかというような話は、今また同じようなやりとりになつてしまつたらうからそのところは聞きませう。どのように認識しているか、その認識だけ聞かせてください。

○熊澤政府委員 先生御指摘のように、基本的に農協組織が非営利を目的とした組織で、組合員の福祉、それと協同活動を行うための組織として発足をしているということは、これはそのとおりでございます。

ただ、信用事業につきましては、組合員の貯金を集め、それを融資しあるいは債券で運用する、そういったまさに金融機関の一員として事業を行い存在していくということは、これは必須の要件

でございます。そういう意味で、これから進められます金融ビッグバンの中では、そうした系統組織の金融についても非常に厳しい環境を自覚して、みずから金融システムの一員としてきちっと伍じていけるような体制をつくっていくということが基本的に重要であるというふうに思います。

ただ、今、全中の松旭専務からもお話がございました。全中組織あるいは組織全体として、そういう経営改善に取り組むということでも今もう始まったところでございます。それは私も、さきの臨時国会で成立をさせていただきました農協改革二法の中でもいろいろの手立て、環境の整備を行ったつもりでございます。

一つは、農協の合併促進でございますが、さらにその上で信連と農林中金との統合あるいは事業譲渡、そういった道も開いております。また同時に、農協経営自体につきましても、いわばプロの養成という視点から業務執行体制を強化する、自己資本を充実させる、そういった仕組み、要件を整備したところでございます。

そういった環境の中で、現在系統組織が自己資本の充実あるいは経営の健全化、執行体制の強化に取り組んだところでございますので、私もそういった取り組みに対しても全面的に支援をしながら、きちっとした金融システムの一員として存在していけるよう、十分な指導をしてまいりたいというふうに考えております。

○日野委員 一般の金融機関と同じことをやろうと思つたら絶対に負けますよ。農民のためにやるということにだけ活路が残る、このことを忘れないでもらいたい。

○石橋委員長 次に、春名眞章君。

○春名委員 日本共産党の春名眞章でございます。今回の改正案ですが、農協それから森林組合、漁協等の協同組合組織に対する行政検査の的確な実施を通じて、経営の健全性を確保することを目的にしたものです。この農林水産省の設置法の一

部改正は、必要な措置だと思つております。

特に、系統信用事業をめぐる環境が厳しさを増しております。その健全性の確保が行政にも課せられた大きな課題となつておられると思つております。そこで、今大きな問題になつておられる日債銀系ノンバンク破産と、信連問題についてお伺いをしたいと思つております。

農水省は、年一回、各都道府県信連への行政検査を実施しております。各信連がどんなところどの程度の融資を行っているのか、おかしな融資をやっているのかいないのか、こういう問題を含めて、実態を把握しておられると思つております。

経営面で行き詰まりを見せていた日債銀の系列ノンバンクのクラウン・リーシング、これに對し多くの信連が相当額の融資残高を持つていたことも当然つかんでいたと思つております。個別信連との融資残高については、農林省としてはそれは言えないということですが、少なくとも実態をつかんでおられるということは間違いないと思つております。この点をまず確認をさせていただきたいと思つております。

〔委員長退席、小平委員長代理着席〕

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。

確かに信連それから共済連のクラウン・リーシング向けの貸し付け状況につきましては、検査を通じて承知をいたしております。ただ、先生今おっしゃいましたように、検査の指摘の内容とおもものにつきましては、個別取引に係る案件で守秘義務もござりますので、その点については答えを差し控えていただきたいと思います。

ただ、全般的に申し上げますと、信連、共済連の融資で検査をいたしました場合に、特定業種への過度の偏重を避けること、あるいは固定化債権の管理とか回収、経営不振や業況悪化先についても融資先の業況の把握を一層徹底する、さらには債権の保全に全力を尽くす、そういった指摘をいたしているわけでございますが、個別の点については答弁を控えていただきたいと思います。

○春名委員 それで、農林系の金融機関は、母体行である日債銀の要請に基づきまして、クラウン・リーシングの再建計画に協力をしてまいりました。第一次計画においては、金利減免、融資残高の維持などに応じてきました。それから、九五年度を初年度とする五カ年にわたる第二次経営計画ですが、日債銀からの協力要請にこたえて、ことし四月一日に同社が破産申請するということになつたわけですが、この再建計画に協力をしてきました。こうした協力を得る上で、日債銀の方から二回にわたつて農林系金融機関に対して、いわゆる念書というものを提出してあります。その内容は、第二次計画の際の念書によりまして、こう書いてあります。

同社の経営状況につきましては、体質改善計画の推進により、お陰を持ちまして今後の自立化が見通せる状況となつて参りました。こうした中で同社では今後とも、より一層の経営改善を推進するため、平成七年度を初年度とする五年間に亘る経営計画を策定致しました。

つきましては、弊行と致しまして、同社の経営計画が遂行されますよう主力行として、責任を持って万全の支援を行うとともに、弊行の系列リース会社としてさらに経営指導を強化し、本来のリース事業会社として育成を図る所存でございます。

このように念書で述べられておられると報道されております。このような再建計画への協力、それからまた念書の存在、これらについては当然農水省の方々も承知していただかざらぬと思つておりますが、この点を確認願いたいと思つております。

○熊澤政府委員 一般的に、親会社あるいは母体行が系列下に持つておられます子会社の経営の再建につきまして、子会社の再建が円滑に行くようにということでは、まずは親銀行あるいは母体行が子会社に対する経営支援を行う、さらに子会社の取引先に対しまして支援を要請する、これは従来からあり得ることでございます。かつ、先生が御指

摘になりました日債銀の系列のノンバンクの経営再建につきましても、これまで経営計画が策定をされまして、関係取引先、これは系統金融機関を含めまして経営支援の協力要請がありまして、それぞれ系統金融機関が対応したということは承知をいたしております。

ただ、日債銀から系統金融機関に對しまして具体的にどういふ文書が出されてきたかどうか、この点につきましてはまさに当事者間の個別の取引の内容の問題でございますので、その点についてのコメントは差し控えていただきたいと思います。

○春名委員 年一回の定期検査を実施して、随時検査もできる、そういう監督責任を持つ農水省です。当然、再建計画への協力は今知つておられるといふことを言いましたが、念書なるものも存在も絶対知つておられる。知らないといふふうには言えないのではないかと思つておられます。

こうした経過がありますから、例えば農林中央金庫はすぐコメントを出しました。クラウン・リーシングに對しては、日債銀の要請に基づき、平成七年四月以降第二次経営改善計画に沿つて再建に協力して来た。このような状況の中で、事前には何ら相談もなく、本日突然自己破産が申し立てられ、大変驚いており、極めて遺憾であると言わざるを得ないといふコメントが発表されております。農林中金だけではありませぬ。関係の都銀の役員あるいは信託協会の会長、こういうところで一種の裏切り行為ではないかといふことで憤りを隠していない状況があるわけですが、

直系ノンバンクの経営には、今お話が出ましたが、まず母体行が責任を持つて当たるというおきがあるわけでありませぬ。それも協力してきた金融機関に何ら相談もしない、こんなやり方を許していたらこれ自身が金融秩序に大変な混乱を招く、そういう大問題ではないかと私は考えます。系統金融機関に監督責任を持つ農林水産大臣としてこの事態をどうお考えになつておられます

か。ぜひ御意見を聞きたいと思います。

○藤本國務大臣 日債銀の系列のノンバンクの処理に對しましては、系統としては、これまで日債銀の要請を受けて、お話がございましたように同社の再建に協力中であつたわけですが、ところが、今突然の自己破産の申し立て、これは極めて遺憾なことであると主張をいたしております。

現段階では日債銀やクラウン・リーシングの債権や資産内容などが明らかでございませんで、系統金融機関への影響につきましては確たることを申し上げることはできませんが、今後当事者間の話し合いに移ると考えられますので、事態の推移を見守ってまいりたいと考えております。

いづれにいたしましても、住専以外のノンバンクの不良債権の処理につきましては、農協系統それぞれの経営内部におきまして処理されるのが基本であると私も考えております。

○春名委員 極めて遺憾だということを私初めて聞きましたけれども、本当に遺憾なことです。それで、そのことでもう少し事実関係も含めて確認をしておきたいし、今後の対策で重要だと思つてお聞きします。

今回の系列ノンバンクの破産処理を含む日債銀再建策の策定に大蔵省がかかわってきたことは周知のことです。だから大蔵大臣が四月一日、直ちに日債銀の出動などを含む支援策を打ち出しました。この支援策なのですけれども、この問題については大蔵から農水に事前の協議や連絡はありましたか。

○熊澤政府委員 日債銀の経営の再建策につきましては、私も、再建策が発表された当日、連絡、説明を受けておりますが、これは日本債券銀行のまさに銀行の再建策に関する連絡、説明でございます。これは基本的に大蔵省の所管事項でございます。そういう意味で、連絡、説明は受けたということでございます。

○春名委員 当日に説明を受けたということで、事前ということではないわけでありませぬ。

それで、信連に對して監督責任を持つのは行政

庁、そして行政庁というのは農林水産大臣と大蔵大臣両方です。信連の経営の健全性の確保に大蔵も責任を持っているわけですか。

クラウン・リーシングは、報道によりますと、兵庫、静岡の各百三十億円など二十七億連で千三百億円融資残高があつたということも報道されております。大蔵大きな打撃を受けることになるわけですか。

昨年の十二月四日には、大蔵省の銀行局長、農林水産省の経済局長の連名で、経営の改善を要する信用農業協同組合連合会に對する経営改善計画の提出等についての通達を、全国信用協会会長、理事あてに出しておられます。ここに言う経営の改善を要する信連というのは、同時にクラウン・リーシングに相當の融資をしている信連とも重なつておられると思つております。これは農水の皆さんも大蔵も承知のはずであります。

大蔵は、経営の改善を要する信連だから経営改善計画を出せと言いつつながら、その経営改善計画を掘り崩す措置を進めているのです。しかも、四月一日以前にそういう事前協議も行われませんでした。余りにもひどいじゃありませんか。こういうやり方に対して、やはりぜひ農水大臣としてしっかりと厳しく指摘をしてほしいし、こういうやり方を前例にすることはできないと思つております。

大銀行を救済するためには弱小金融機関が窮地に陥つても構わないと言わなければならない方がまかり通つてしまえば、今回、検査を強化するという改正案もありますけれども、農林系の金融機関は一体どうなるのかという不安がやはり広がるわけでありませぬ。農水大臣も大蔵大臣も、農協組合員などの貯金者の保護の行政責任を持つております。このことも確認を願ひたいと思つております。

同時に、これらの農林系の金融機関をどうするかというところがこれから大きな問題として、この問題も一つのきっかけにしながら、投げかけられてまいります。信連などの経営に問題があることは明らかで、その改善を進めなければなりません。だからといって、農村地域に密着した系統金

融の役割そのものを大競争原理のもとに切り捨てていいのかということも今問われる、そういう事態になつております。

ぜひこれらの点での農水大臣の基本認識、これから農家や貯金者、そして農協系統金融を守つていくという点での基本認識を伺つておきたいと思つております。

○熊澤政府委員 先ほど申しましたように、今回大蔵省、日本銀行が判断をいたしましたのは、母体行たる日本債券銀行の再建策、それに対する支援の問題でございます。日本債券銀行と系列の子会社との関係では、日本債券銀行と系列ノンバンク三社との間で法的処理で処理をするということ、最終的に判断をしたというふう聞いております。

他方で、私も、信連の問題につきましては、信連全体の経営につきましては経営改善については今後とも指導してまいりたいと思つておりますが、既に住専問題以来、信連自体、経営改善には必ずから現在取り組んでいる最中でございます。

そして今回の問題につきましては、クラウン・リーシングを初め系列ノンバンク三社が破産申請をいたしておられて、現在破産宣告が出されましたので、その手続に入つたこととさせていただきます。この破産の申請に對しましては、系統サイドとしては、今回の日債銀及び日債銀系列ノンバンクの処理につきましては、これまで日債銀の要請を受けて同社の再建に協力中のところ、今回の突然の自己破産の申し立ては極めて遺憾であるというふうな主張をいたしております。

そういうことで、今後は当事者間の話し合いに入るということですので、かつ、現在の段階ではクラウン・リーシングの債権額とか資産内容がまだ明らかになつていないという状態でございますので、どのような影響を与えるかについて確たることを申し上げることはできないという状況にございます。今後、破産の手続、そして当事者間の話し合いに移るといふ状況でございますので、事態の推移を見守つてまいりたいというふうな考え

ております。

なお、住専以外のノンバンクの不良債権の処理については、公的な関与をしないというのが政府の基本方針でございます。

○春名委員 続いて、短い時間で申しわけなく、生産調整と減反について、一言質問させてもらいたいと思つております。

私の地元の高知県の高橋本知事、それから岩手の東和町、今、市町村から集落段階で割り当て面積が示されて、話し合いが行われている段階なのですが、その目標を農家の自主的判断に任せる、そういうところも少なからず現時点で生まれてくる。つまり、地方から反乱しているというふうな事態が起つておられる状況があるわけでありませぬ。

今までの生産調整のやり方については、今、真剣な議論が求められておるときじゃないでしょうか。これを契機に真剣な議論が必要で、どこかにもっと改善すべきところがあるのじゃないかということが投げかけられておられるように思つて、今の事態に對しての大蔵の御認識をお伺ひしたいと思つております。

○藤本國務大臣 生産調整の問題につきましては、しばしば当委員会でも御質疑をいただきましたので、御答弁申し上げておるところでございますが、要は、潜在的な生産能力と実際に必要とする米の消費量、その間には約三百万トンの需給のギャップがある、そういう状況の中で、需給の安定と米価の安定のためには、必要とする米を生産をする、具体的に言えば、消費量が一千万トンでございますから、約一千万トンの米を生産する、こういうための生産調整、減反をしてきたわけでございます。

そのためには、全国三百万生産農家がいらつしやるわけでございますから、どうしても全国的に御協力をいただかなきゃならぬ。その御協力をいただかなければならぬというところからすれば、各県に割り当てをして、各県でそれを市、町におろしていく。農家の方からいへば、米はつくりたいのだけれども、今の需給ギャップがござい

ますから、すべてつくれば米価は暴落をする。今でも、生産調整をして一千万トンの米をつくっても米価は下がらなから。つくった米は、生産者が流通市場で自主流通米として売らなからならぬ。こういう仕組みになっておるわけでございませうから、どうしても苦しい中で生産調整に協力をしていただいております。こういうことになっておるわけでございませう。

それで、この生産調整に協力をしないケースもございませうけれども、これは、生産調整をする事によって米価が安定をする、その米価の安定を、生産調整に協力しないのでメリットだけをとる、こういうことでもございまして、生産調整に協力している農家からすればいいかなものかなという批判もあることは御承知のとおりでございませう。

この生産調整についていろいろな議論をすべきではないかという委員の御指摘、私も賛成でございまして、大いにそれは議論をしていきたいと思つし、例に挙げられました高知と東和町の問題につきましても、それぞれ、生産調整の必要性、県、町の果たすべき役割については、現在においては御理解をいただいておりますものと承知をいたしております。

○署名委員 済みません。時間が参りましたので、一言で終わります。

生産調整は、米価の安定を重要な目的としておるわけですね。文書にも書きました。では、飯米農家が事実上減反をしなければならぬという事態はどうとらえていますか。これは全然食糧法とは関係ないですね、恩恵を受けることがないわけですから。そのことに対しても怒りがあるのですね。実際、面積をやらうと思えば、飯米農家にもお願いしなければならぬような面積があるわけですね。だから、中山間地域や小規模な農家の多いところなど、そういうところでもどンドンやらなければならぬ。こういう問題は検討の余地があるのじゃないでしょうか。

かない。その辺をよく指導をされると思いますか、その辺はいいかですか。これを最後にしますから、ぜひよろしくお願いします。

○高木(農)政府委員 今お話ありました飯米農家ですけれども、これはどのラインで線を引くかということですが、飯に三ノアル未満ということと線を引きますと、稲作農家の二割に相当するわけでございませう。したがって、その参加がないということになりますと、米の需給、価格に及ぼす影響は大きいわけでございませう。また、その分がほかの農家にしわが寄る、こういうことにも相なります。したがって、やはり飯米農家につきましても生産調整に理解と参加をいただくという事は必要なことであらうと思つております。

なお、市町村段階におきまして生産調整目標面積を具体的に配分するに当たりまして、私どもとして、一律に配分するとか、そういうことは指導しておりませう。その市町村におきましての判断で、現実、実態としては、小規模な方に配慮している区域、市町村、あるいは大規模農家に配慮している市町村、まあいろいろの場合があるというふうに承知をいたしております。

○署名委員 以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○小平委員 代理 次、前島秀行君。

○前島委員 金融監督庁の設置構想に伴つて、系統金融に対する指導監督を強化しようということだらうと思つておりますが、従来、農、林、水、それぞれの農政上の推進部局から、独立といたしまして、直接官房の方に移るということには、ある意味だつたら、検査監督を中立的にといひましようか、や現場との緊密関係を保つ、そういう目的があることはわかるし、またそれも必要だ、こういうふうにも思つております。

片面、系統金融というものは、農政の推進の一翼をいひましようか、農政推進における金融活動というものはどうあるべきかという観点でこの系統金融というものは推進されるべきだらうと思つて

ます。そうすると、農政を推進する一環としてこの信用事業ということがある。この指導監督というのが分離してしまつて、果たして関係ないところではないのかなという面も私は片方であるような気がします。そこがやはり民間の金融機関とは違つたところ、同時にまた、系統金融がこういう信用事業をやる意味もそこにあるだらうと思つております。

そういうことをいろいろ考えますと、やはり、検査監督を厳密にしていくという側面と、農政を推進する上でそれをどう位置づけていくか、この調整をどうしていくのか、こういう面がまた今後非常に重要だらうと私は思つておるわけであります。その辺のところを基本的にどう認識し、進めたいと思つております。

〔小平委員 代理 退席、委員長着席〕

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。まさに先生の御指摘の点に私も腐心をしているわけでございませう。

今回の設置法の改正で御提示申し上げておりますのは、確かに、指導監督部局と検査部局との間で一定の緊張関係を持つ、距離を置く、そういうことによつて客観的な検査ができる、適正な検査ができる、かつ検査が効率的にできる、それをねらいとしておるわけでございませう。

他方で、先生御指摘のように、農協の総合的な活動が、まさに農政全般の活動と密接な連携のもとに行われておるということも事実でございませう。そういう意味では、検査の際に担当の指導監督部局の指導方針あるいは農政の方向なり、そういうものを把握しながら検査が行われるということが大変重要な側面でもございませう。

その意味で、今回大臣官房に検査部を一元化したわけでございませうけれども、同じ省内のことでもございませう。指導監督部局すなわち経済局、林野庁、水産庁、それぞれに連時適切に大臣官房の検査部と連携調整を図りつつ、有機的な連携のもの

とに、かつ一定の緊張関係を保ちつつ、調和のとれた関係をもつて検査に臨む、あるいは指導監督に臨む、そういう観点において検査と指導監督を推進するということが重要であるというふうに考へております。

○前島委員 検査監督をあいまいにするという意味ではないのですけれども、びしっとやると同時に、やはり農政の推進という一つの重要な側面をぜひ忘れないで、十分その辺を理解した上で事を進めてほしいということをお願いをしておきます。

それから次に、住専問題の際に、系統金融、系統の信用事業のあり方、信用事業に対する厳しい国民の目というのが注がれてきたと思つております。そのとき、同時にまた、農協が本来の農協に戻らざるを得ないのか、こういうことが強く言われたらどうと思つておるのか、いわゆる農協系統の信用事業というものは、民間と違つて官利追求第一主義ではないかぬではないか、もつと農政上の、あるいは農民のためのということを言われたらどうですか。その代表的なのが官農指導ということだつたらどうと思つておるのか。

そういう面では、やはり改めて農協の信用事業のあり方というところは問われておるし、片や地域的にも農村社会が大きく変化をきておる。そして金融自由化という厳しい状況にさらされておる。その辺のところをさまざま考えますと、本當にこれからの農協信用事業のあり方ということ、敢しいものがあるだらうと思つておるわけですね。本来の農協のあり方、協同組合主義に戻れという側面と、片や農政推進の上でやはり信用事業も必要なのだ、しかし時代の流れの中で、都市化が進み競争が激しくなつてきて金融自由化があらはれてくる。先ほど日野先生の御質問にもあつたように、やはりこの系統の信用事業というのは、民間性のある、目的のはっきりしたものでないかだめだらう、こういうふうには私たちが思つておるわけでありませう。

そういう面では、これからの農協の信用事業というものは、一体どういふふうに進めようとしているのか、この厳しい状況の中で、どうこの競争の中で勝ち抜き、その過程を通じて目的を達成しようとしているのか、その辺のところの基本的なことから進め方について考え方を伺いたいと思っております。

○熊澤政府委員 まさに先生御指摘のとおり、農業、農村をめぐる環境の変化の中で、農協の経営のあり方というのは大変厳しくなっているということはそのとおりでございます。

そのためには、農協系統全体といたしましては、系統組織の事業の二段化、組織の二段化ということ、二〇〇〇年を目標に現在自主的な取り組みを進めているわけでございます。信用事業につきましても、その一環として、信用事業体制の強化、改善、合理化、これを進めているわけでございます。その際に、基本的には、農系、農協系統の資金を農業分野に投資をする。第一義的には農業分野に投資をするというのが基本的な姿勢でございます。

しかしながら、昨今の農業、農村をめぐる状況の中では、農業投資にも限界がございます。そのような意味で、上部の団体に資金を預託するあるいは債券の運用をする、そういった面もあるわけでございます。

しかしながら、全般を通じまして、組織を強化し、リストラを実行し、融資体制を強化し、金融機関の一員として競争をしていけるような体質に強化していくということも必要でございます。そのために、私も先般の農協改革二法で御提示をいたしました幾つかの要素がございます。

例えば、農協の合併が基本的にあるわけでございますが、その上で、信連と中金の統合、あるいは事業の譲渡、そういったものがございます。さらに、執行体制の強化、これは融資のプロの養成ということでございますが、そういったいわゆる融資執行体制の強化、さらに、金融機関としてやはり自己資本がきちっと達成していないと運用面

での不安があるということで、自己資本の充実ということも考えてございます。同時に、外部からそういった経営体制をきちっと監査をする、そういう監査によって経営の健全化を指摘し、改善を図っていく、そういう措置を講じたところでございます。

現在、そういった要素を踏まえまして、これは信用事業も含みまして、系統全体で組織事業の二段化、経営改善に鋭意取り組んでるところでございます。私ども、そういった運動に対しまして、方向に対しまして、支援をきちっとして指導してまいりたいというふうに考えております。

○前島委員 信連の検査の担当といたしまして、か、当たるのは、地方農政局ですね。信連の活動というのは、県を超えてかなりの広範囲にわたっているというのが実態であるし、正直いろいろな問題も抱えている。そうすると、この信連に対する検査体制というのは地方農政局に任せていいのかなというふうな気がいたします。ある意味で中央がある程度責任を持つということも必要ではないかなという、実態的な、実務的なことを考えるわけですが、地方農政局に任せていいのか、それとも中央が応援に出るのか、その辺のところ、ちょっと考え方を聞かせてください。

○熊澤政府委員 確かに、県の信連の信用事業の規模、内容から、県の農政局の職員の検査だけでは不十分ではないかということも従来からございます。

そういった観点から、従来も、地方農政局の検査員と本省の検査員が合同で検査を実施する、それに付しまして、経験の深い本省の検査員がノウハウを農政局の検査員にも伝授し、検査の内容充実を図るということ、これまでも合同検査はやってきております。最近では、例えば平成六年度では十一連合会、平成七年度におきましては十八の連合会、平成八年度は二十の連合会につきまして、農政局と本省の合同の検査を実施しております。

先生御指摘のような点も踏まえまして、合同検査

の拡充、充実には努めてまいりたいというふうに考えております。

○前島委員 漁連関係、森林組合関係の検査あるいは指導監督の充実ということが、私、非常に重要なような気がいたします。

とりわけ、漁連関係については、組合員数と指導監督担当者、あるいは内部監査の実施率なんか見ますと、やはり農協よりかあるいは森林組合関係よりか一段と漁協関係の方が落ちているわけですし、また、地域の特性ということも考えますと、これはやはり漁協がこの信用事業をどの程度やる能力があるのかということ、大きな課題でもあるし、さらに一層この指導を強めていかないと、正直なところ、よく問題が起こる。率直に言って、私たちの地域にもちよくちよく問題が起こっているところでありまして、やはり漁連関係の信用事業のあり方に対する指導というのはさら

に一層強める必要があるのではないだろうか、こういうふうな私たちが地域から見ても感ずることが多々あるわけでありまして。

そういう面では、この漁連の信用事業に対する指導を今後どう考えているのかを聞かせていただきたいと思います。

○富田政府委員 漁協系統組織に対しまして指導監査の充実でございますが、確かに先生言われるとおりであると思っております。漁協系統の監査事業につきましては、現在、監査体制の充実でありますとか監査の実施率の向上を図るために、全漁連におきまして、監査士養成研修の充実、それから取り組みの強化というようなことを行っているところでございます。

他方、現在、国会会で御審議をお願いしたいと思っております水産業協同組合法の一部改正法案におきまして、他業態協同組織金融機関並みに監査体制の強化を図りたいということで、例えば全漁連の監査水準を向上させる。これは、公認会計士と契約を結びまして、そのノウハウを活用するというようなこと、そのノウハウを活用するということによりまして全漁連の監査水準を向上させた上

で、一定規模以上の漁協及び信漁連につきましては全漁連監査を義務づけるというふうな法案でいたしていただくところでございます。

それから、全漁連といたしまして、漁協系統事業・組織改革のための指針というのを昨年の十二月にまとめたわけでございますが、そこにおきましても、経営の健全性確保に向けた取り組みの中で、系統信用事業の整備強化ということを行っているところでございます。

そのようなことで、全漁連といたしまして、監査部門組織の強化でありますとか、監査士の増員を図るというふうなところ、今後は、先ほど来経済局長の方から答弁してまいりましたように、今回の協同組合検査部の設置にあわせまして、検査官の増員も図るということになっておりまして、今後とも、信漁連に対する検査実施率の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、都道府県の検査体制につきましても、専門的知識を持ちました検査職員の計画的な養成等によりまして検査体制の充実強化が図られますように指導してまいりたいと思っております。今後とも、この検査実施率の向上につきまして引き続き指導してまいりたいというふうに考えております。

○石橋委員長 次に、堀込征雄君。

○堀込委員 先ほど来この法案の審議をお聞きしてきたわけですが、指導監督部局と検査部との関係がちょっと明確でないわけで、よくわからないのですが、どちらがどういう権限を持って、どっちにどういう責任が生じるのかという問題であります。

日本の場合、行政責任というのは非常に不明確になりがちであります。しかし、これから橋本総理も六つの改革ということであるいろいろな改革をする、そして一方では、国民に自己責任といいますが、そういうものもある程度求めていく、そういう時代になっているわけであります。私は、そう

いう意味で、行政責任といえますか、この新しい検査機構の一元化を含めて、どっちにどういう権限があって、どういう責任を負えるのかということをはり明確にしていく必要があるのではないかとこのように思うわけでありませう。

例えば、林業白書なんか先日いただきましたけれども、どうやらあの赤字も、私ども、改善計画のときにこの委員会でも本場に長時間議論をして、大丈夫なのかということも申し上げてまいりました。しかし行政当局は、大丈夫です、これとやら国民負担を求めるといふ方向が検討されているというようなことになってきているわけですね。一体これはどういふ行政責任が生じるのかという問題、やはりそういう問題になってくることをある程度明確にしていかなければならないのではないかと私は思うわけでありませう。

そういう意味で、やや具体的に、指導監督部と大臣官房に移る検査部との関係について伺いたいわけでありませう。

例えば、住専問題のときに、銀行局長と経済局長、寺村・真鍋の覚書というのがあったわけですね。行政の局長がこの覚書を、金利をどうするところまで実はやってしまつて、これが住専処理のときに一つの混乱要因になったことは事実であります。こういった責任は、今度の検査の中で、検査部でそういうことまで指導監督部に対して指摘をしていける仕組みになったのかどうか、こういう点をひとつ伺いたいわけでありませう。

もう一つは、農協系統が五兆五千億円住専に融資をいたしました。これは農水省の定期検査でその都度報告を受けて、これも承知しておつたわけですね。それに対して適切な指導があつたかどうか、あのときの委員会の経過を見ると、余りそういう形跡は見られなかつた。こうした監督責任、指導責任というのが今度の新しい検査の一元化によって相当程度克服をされていくのかどうか

という点が、非常に問題意識として私ども持つわけでありませうが、その点についていかがでございますでしょうか。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。検査と指導監督の権限の役割分担でございますけれども、基本的には、検査部門が信用事業、販売事業を含めまして検査内容を精査し、その結果があらば指摘をし、改善を指示するということがございませう。それが基本的な検査の姿勢であると思ひます。

他方、指導監督部局につきましては、そうした個別の指摘に各系統組織がみずから対応するというのが基本でございますけれども、それを超えて、基本的に全国統一的に指導方針を統一する、そういう経営改善命令の全体的な指揮、全体的な指導、そういった局面になれば、それは指導監督部門が担当するということでございます。

先ほど先生が例示をされた部分については、なかなか答えにくい点がございませう。

○堀込委員 答えにくいと。

前段の話はともかくとして、では後段の、例えば五兆五千億円を住専に、ほかの金融機関がほとんど融資を引き揚げたときに、系統金融だけがどんとんふやしていったという実態があるわけですね。それを農水省はつかんでいたわけですね。そういう指導監督というのとはどちでやるようになりますか。

○農政府委員 システムのそれぞれの金融機関としての貸し付けにつきまして、一般的にはそれぞれの指導監督部門におきまして指導していくということでございますけれども、検査の際に、特定のところに貸し込んであるなどということ、偏重している、そのことが系統金融機関としての健全性という観点から見ても好ましくないという事象であれば、それは検査という観点からの指摘もできるといふふうに考えております。

○堀込委員 ちょっと明確でないのです。だから、検査部局と、そして、例えば農協であれば経済局

を中心とした指導監督部局が残るわけでありませうから、これなんか、責任のなすり合いとかそういうことではなしに、やはり検査は検査できちんと指摘すべきはするといふ、金融のディスクロージャーも進む時代でありますから、その辺を要望しておきたいと思ひます。

そこで、以下、今までの議論もございませうが、系統金融の実態について若干伺つておきたいわけでありませう。

ビッグバンの話から始まっているいろいろな大変な時代に入ってくるわけでありませうが、何といつても、不良債権の処理をどういふふうに進めるかというのがこれからの時代、銀行もそうでしょう、系統金融にとつてもそれは例外ではない、このううふうにお聞きわけでありませう。昨年三月の時点で、系統農協の不良債権、五千二百一十億円というふうな報告をいたしております、その後、国会で私が質問した時点で、大分減らして二千九百億円ぐらいになっていないかといふことを時の経済局長から答弁をいたしております。

そこで、中金、信連の、現時点における不良債権の大体把握している数字、それから、今年度決算でどの程度償却を予定しているか、もしつかないたらお聞きわけください。

○熊澤政府委員 本年の決算につきましては、まだ私も報告を受けていない状況でございますが、数字を申し上げます。

○堀込委員 そこで、これから金融業界は大変なことになるわけでありませう、とりわけ来年の大改革に間に合わせなきゃいけないといふところに来ておると思うわけでありませう。ディスクロージャーの推進、それから早期是正措置の導入に伴う自己資本の充実とかいろいろ課題を抱えているわけでありませう、多分、農水省も適切な指導

をされているだろう、このううふうにお聞きわけあります。こうした来年に向けた系統農協の進捗状況といひますか準備状況といひますか、着実にクリアできて競争時代に突入していきけるだろう、このううふうに見ていかどうか、どんな進捗状況なのか、ちょっとお聞きわけをいたしたいと思ひます。

○熊澤政府委員 お答え申し上げます。ただいま先生が御指摘になりましたように、平成十年度から早期是正措置が導入されるということでございますので、現在、系統みずからその対策の推進を進めているところでございませうが、一つにはディスクロージャーでございます。

これは、農林中央金庫はすべて開示をいたしておりますが、信連、さらには貯金量の大きい農協、具体的には、貯金量二千億円以上の農協とそれ以外の農協に分けて、順次、来年の三月期に向けまして経営の内容を公表するということと対応を図つていこうとございませう。

また、経営内容の改善につきましては、昨年の十一月に、自己資本が一定基準以下の農協に対しては、内部留保の充実と自己資本の比率の向上に向けた経営改善を促すための通達を發出しているわけでありませう。

さらに、昨年成立をさせていただきました農協法の改正の中で、最低出資金制度の導入、法定準備金の積立基準の引き上げ、そういった措置を講じております。

そういったことの中で、現在、系統を挙げて内部留保の経営改善計画に取り組んでいこうとございませうので、私ども、そういった系統組織の推進の動き、進め方につきまして、十分に連携をとりながら指導してまいりたいといふふうにお聞きわけを申し上げます。

○堀込委員 先ほど不良債権の額がございませう。さっきもちょっと質問ありましたが、日債銀のノンバンク三社のうち、クラウン・リーシングだけで報道によれば実は二千四百億円以上あつて、そのうち半分ぐらいは不良債権になるだろう

う、こういうふうに言われておるわけですね。

その問題は別にして、今度は日債銀系の系列ノンバンクがもういきなり裁判所に破産申請したというのは、母体行主義をかなり捨てていきなりやったところにある特徴があるわけでありまして、このほかにも、恐らく系列ノンバンクではない、こちらら新聞にも出ますけれども、いろいろなものがあるのではないかと。系統農協の経営に与える影響も心配しているわけでありまして。

そういう意味で、今度の破産申請をいきなりやっていくというのは金融界の前例としてはないわけでありまして、今後の系統農協の不良債権処理に対する前例としてやや心配はしているわけでありまして、その辺、見解はいかがですか。

○熊澤政府委員 今回の日債銀の再建と系列ノンバンクの法的処理、すなわち破産手続による処理ということにつきましては、基本的には、私どもが説明を受けているところでは、母体行たる日債銀自体が経営危機に直面をしている、そういうことで、日本債券銀行自身が基本的、抜本的なリストラをせざるを得なかった、そういう状況の中で、系列ノンバンクにつきましては法的処理に移行せざるを得なかった、それは日本債券銀行と系列ノンバンクの間の最終判断であるというふうに聞いているわけでございます。したがって、この場合には、まさに母体行たる日債銀の経営が危機に直面しているという状態があるということでございます。

他方、先生の御指摘のありました農協系統の資金が入っておりますクローン・リーディングにつきましては、現在、資産の内容がまだ明確になっていないという状況でございますので、具体的な個々の影響について申し上げることはなかなか難しいという状況にはございます。

今後、破産手続あるいは当事者間の話し合いが入るという状態でございますので、私ども、実態の推移は十分見守ってまいりたいというふうに考えております。

○堀込委員 終わります。

○石橋委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○石橋委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石橋委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

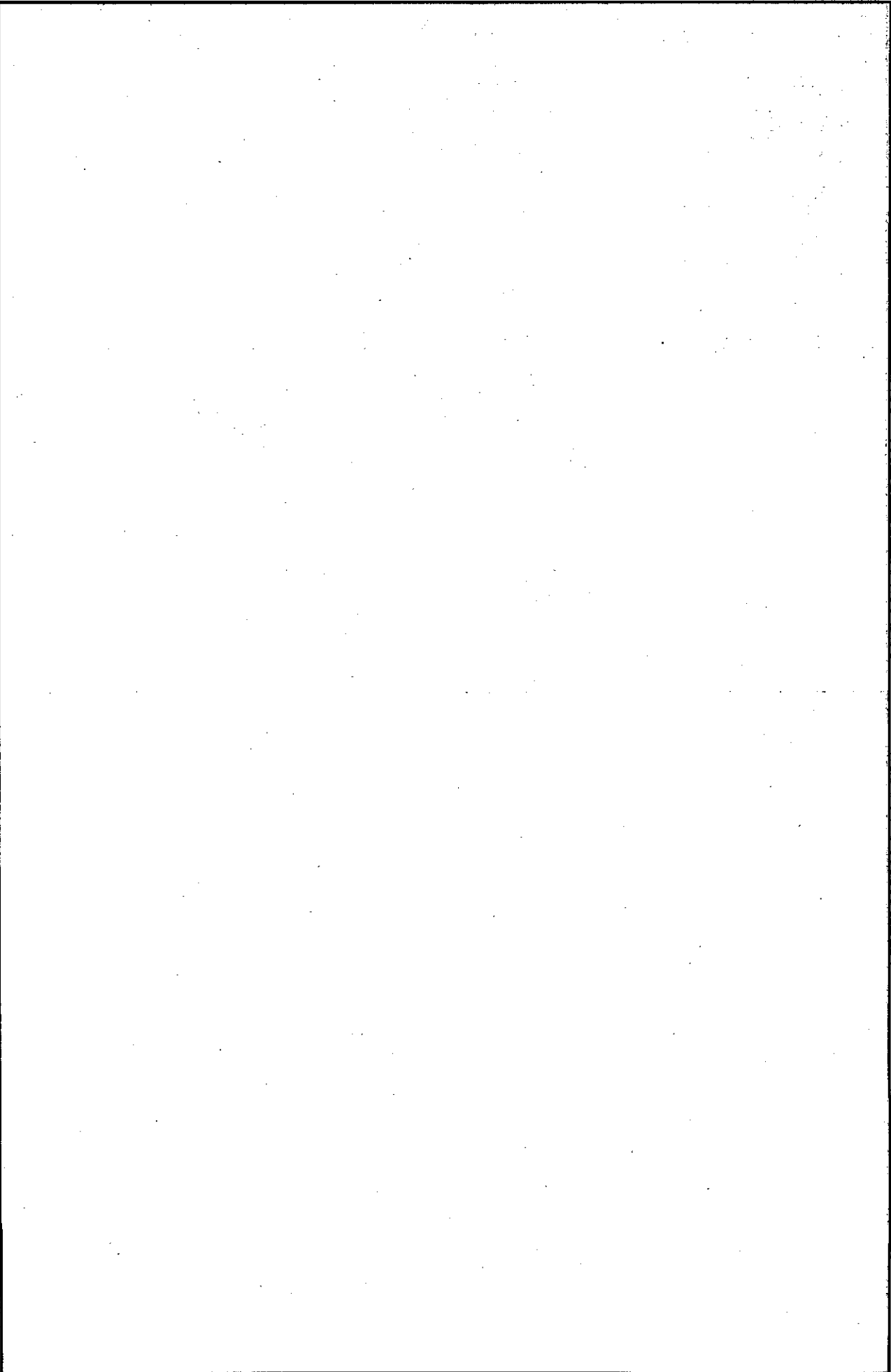
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石橋委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十九分散会



平成九年四月二十五日印刷

平成九年四月二十八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局